

平成22年度

大学院要覧

目次

目次	2
大学／学園の組織	4
創立者と建学の精神	5
大阪産業大学年譜	6

▶ 履修の手引き

平成22年度 大学院学年暦	11
学年始め行事	12
学籍番号と専攻コード	12
履修申請手続	13
修了要件単位数	14
教員免許状	15
奨学金制度	16
授業料(等)納入および延納願(等)届 と学籍	17
休学・退学の手続き	18
学生生活に関する情報提供サービス	19
天災地変とストライキ	21
証明書発行	21
学生証の取扱いについて	23

▶ 基幹規程

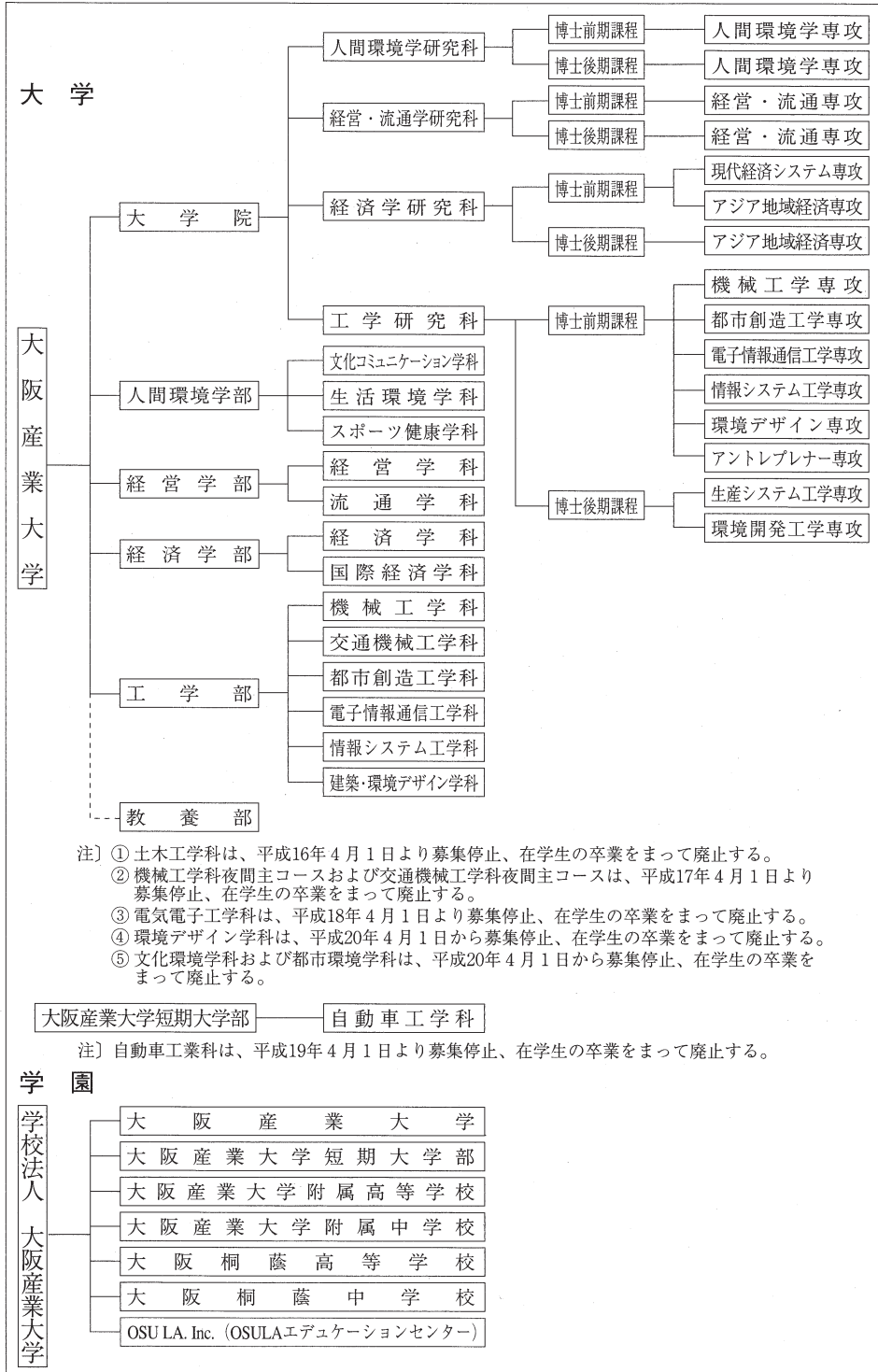
大阪産業大学大学院学則	27
[別表第1 教育課程表(カリキュラム)]	39
大阪産業大学大学院学位規程	54
大阪産業大学大学院学費納入規程	65
大阪産業大学大学院人間環境学研究科 規程	69
大阪産業大学大学院経営・流通学研究 科規程	71
大阪産業大学大学院経済学研究科規程	73
大阪産業大学大学院工学研究科規程	75

▶ 諸規程

大阪産業大学大学院人間環境学研究科 委員会規程	81
大阪産業大学大学院経営・流通学研究 科委員会規程	81

大阪産業大学大学院経済学研究科委員会 会規程	82
大阪産業大学大学院工学研究科委員会 規程	82
大阪産業大学大学院経営・流通学研究 科「博士（経営学）〔課程博士〕論文の 審査方法および手続き」に関する内規	83
大阪産業大学大学院経営・流通学研究 科「博士（経営学）〔論文博士〕学位論 文の審査方法および手続き」に関する 内規	84
大阪産業大学大学院経済学研究科「博 士（経済学）〔課程博士〕論文の審査方 法および手続き」に関する内規	84
大阪産業大学大学院経済学研究科「博 士（経済学）〔論文博士〕学位論文の審 査方法および手続き」に関する内規	85
大学院工学研究科博士後期課程学位論 文の審査の方法および手続きに関する 内規	85
大阪産業大学大学院奨学生規程	90
大阪産業大学応急育英金規程	92
大阪産業大学大学院特別奨学生規程	94
大阪産業大学大学院第一種奨学金返還 免除候補者選考規程	95
大阪産業大学短期貸付金規程	96
大阪産業大学大学院特待生授業料減免 規程	97
大阪産業大学私費外国人留学生授業料 減免規程	98
大阪産業大学大学院外国人留学生規程	99
大阪産業大学大学院学生の外国留学に 関する規程	100
大阪産業大学大学院短期外国人留学生受入 規程	101
大阪産業大学大学院科目等履修生に関する 内規	102
大阪産業大学大学院研究生に関する内規	103
大阪産業大学学生のセクシュアル・ ハラスメントに関する規程	103

大学／学園の組織



創立者と建学の精神



瀬島源三郎先生

創立者・瀬島源三郎は、わが国将来の産業経済を考えると、交通と産業の併行的発展こそ、不可欠であることを痛感し、赤手空拳をもって、昭和3年（1928年）、

大阪鉄道学校を創立した。

以来、交通・産業教育に加えて、人間形成、創造性開発に重点をおく人材を育成し、自己確立の信念に生きる人づくり、即ち「偉大なる平凡人たれ」を建学の精神とする独自の学風を通じて、深い人生観と広い世界観を養うとともに、新しい産業社会の発展と人類の福祉に寄与できる世界的視野に立つ近代的産業人の育成にたゆまざる情熱を傾け、日進月歩の社会発展に対応できる学府として貢献してきたものである。

創立者の足跡

明治23年(1890) 6月	岡山県真庭郡落合町に生まれる。
大正13年(1924) 3月	日本大学高等師範部卒業
昭和3年(1928) 11月	大阪鉄道学校創立、創立幹事
昭和13年(1938) 2月	大阪第一鉄道学校設立、校長就任
昭和21年(1946) 4月	大阪私立戦災学校復興連盟委員長
昭和23年(1948) 4月	大阪第一高等学校設立、校長就任 (のち大阪鉄道高校、大阪産業大学高校に改称)
昭和25年(1950) 4月	大阪交通短期大学設立、初代学長
昭和26年(1951) 3月	学校法人大阪交通学園理事長
昭和30年(1955) 7月	大阪府私立学校総連合会理事長
昭和31年(1956) 4月	金国私立・高等連合会常任理事
昭和32年(1957) 10月	大阪府私立工業高校長会会長
昭和33年(1958) 5月	藍綬褒章受賞
昭和40年(1965) 4月	大阪交通大学(現大阪産業大学)設立
昭和40年(1965) 5月	産業教育振興協議会会長
昭和40年(1965) 11月	勲四等旭日小綬章受章
昭和41年(1966) 4月	大阪産業大学短期大学部設立
昭和52年(1977) 11月	勲三等瑞宝章受章

…昭和54年(1979)9月逝去(89歳)

偉大なる平凡人たれ

建学の精神

偉大なる平凡人たれ

『従来の教育のごとく、出世のための手段としてではなく、そういう功利を離れた教育の場をつくるということ、それが国全体の文化向上への大前提であると考えたのが、本学園創立の趣旨であり、従って人間各自の使命を完全に果たし、それが生を享けた人間の生き甲斐であるという、教育のあり方を、私は考えた。偉人になるとか、学者になるとか、名誉や地位の高い人間になるとか、金持ちになるとか等の、小乗的な功利主義的な考えを捨てて、いざとなれば、おのれを殺して人間社会に貢献する、それが自分の生き甲斐であり、そして、それが同時に平和で幸福な生活に繋がり、従って長い人生への生の喜びであるというような考え方を持って、平凡なようだが、かくなくてはならない人間社会構成への最もよき分子になる教育を、私は考えた。』

これこそ、私の考えた人生において最も偉大なものであると……。』

創立40周年誌(昭和43年刊)

瀬島源三郎回想録『創立の精神』から

大阪産業大学年譜

●あゆみ

- 昭和3年11月 大阪鉄道学校を大阪市北区兎我野町に設立
- 19年4月 財団法人大阪鉄道学校設立
- 25年4月 大阪交通短期大学設立 運輸科第2部
- 26年3月 学校法人大阪交通学園に改称
- 37年4月 大阪交通短大 自動車科第1・2部増設
- 38年4月 大阪交通短大 交通経営科、機械科第1・2部増設
- 40年4月 大阪交通大学設立 経営学部経営学科、
工学部第一・二部機械工学科、第一・二部交通機械工学科
- 40年10月 大阪交通大学を大阪産業大学に改称
- 41年4月 大阪産業大学短期大学部設立 自動車工業科
- 42年3月 大阪交通短期大学廃止
- 42年4月 工学部第一部土木工学科増設
- 43年3月 産業研究所発足
- 45年1月 校友会発足
- 49年10月 後援会発足
- 50年4月 学校法人大阪産業大学に改称
- 59年4月 工学部第一部電気電子工学科増設
- 61年4月 経済学部経済学科設置
- 63年4月 大学院工学研究科修士課程土木工学専攻・電気電子工学専攻設置
- 平成元年4月 大学院工学研究科修士課程機械工学専攻増設
- 2年4月 工学部第一部情報システム工学科、環境デザイン学科増設
- 6年4月 大学院工学研究科修士課程情報システム工学専攻・環境デザイン専攻増設
- 7年4月 経営学部流通学科増設
- 8年4月 大学院工学研究科博士後期課程生産システム工学専攻・環境開発工学専攻設置
- 10年4月 大学院経済学研究科修士課程アジア地域経済専攻設置
- 11年4月 大学院経営・流通学研究科修士課程流通システム専攻設置、経済学部国際経済
学科増設
- 12年4月 大学院経済学研究科博士後期課程アジア地域経済専攻設置、工学部機械工学科・
交通機械工学科夜間主コース設定
- 13年4月 大学院経済学研究科博士前期課程現代経済システム専攻増設、人間環境学部文
化環境学科、都市環境学科設置
- 15年4月 大学院経営・流通学研究科修士課程流通システム専攻を経営・流通専攻に名称
変更
- 16年4月 大学院工学研究科博士前期課程アントレプレナー専攻増設、
大学院工学研究科博士前期課程土木工学専攻を都市創造工学専攻に工学部土木
工学科を都市創造工学科に名称変更

- 17年4月 大学院人間環境学研究科修士課程人間環境学専攻増設
- 18年4月 大学院経営・流通学研究科課程変更（博士後期課程経営・流通専攻増設）、大学院工学研究科博士前期課程電気電子工学専攻を電子情報通信工学専攻に工学部電気電子工学科を電子情報通信工学科に名称変更
- 19年4月 人間環境学研究科課程変更（博士後期課程人間環境学専攻増設）、大阪産業大学短期大学部自動車工業科を自動車工学科に名称変更
- 20年4月 人間環境学部文化環境学科を文化コミュニケーション学科に名称変更、同都市環境学科を生活環境学科に名称変更、同スポーツ健康学科増設。工学部環境デザイン学科を建築・環境デザイン学科に名称変更。

●土地・建物

- 昭和35年11月 1号館竣工（平成4年取壊し、跡地は現大阪桐蔭中・高東館）
- 38年9月 2号館竣工
- 39年10月 3号館竣工
- 41年6月 4号館竣工
- 42年4月 5号館竣工
- 42年6月 6号館竣工（平成19年取壊し、跡地は現自動車整備センター）
- 43年6月 8号館竣工
- 43年9月 7号館竣工
- 50年3月 総合体育館竣工
- 53年5月 9号館竣工
- 54年7月 総合実験実習棟竣工
- 56年1月 総合図書館竣工
- 59年12月 10号館竣工
- 61年8月 本館（11号館）竣工
- 63年7月 12号館（物理・化学実験棟）竣工
- 平成2年10月 13号館竣工
- 7年12月 14号館（教員研究棟）竣工
- 11年10月 土木工学科実験・解析棟竣工
- 13年2月 15号館竣工
- 13年7月 16号館竣工
- 14年2月 新産業研究開発センター竣工
- 16年4月 総合教育棟（大阪桐蔭高校より移管）
- 18年1月 ランゲージ・カフェ竣工
- 19年3月 Crystal Terrace竣工
- 20年7月 自動車整備センター竣工
- 20年11月 Wellness 2008竣工

●歴代学長

昭和25年4月		大阪交通短期大学学長に瀬島 源三郎就任
27年1月	同	学長に大槻 信治就任
33年5月	同	学長に瀬島 源三郎再任
36年4月	同	学長に横山 武人就任
40年4月		大阪交通大学学長に横山 武人兼任
44年7月		大阪産業大学・同短期大学部学長に谷口 隆之助就任
45年8月	同	学長に田岡 良一就任
45年10月	同	学長に筆谷 稔就任
46年10月	同	学長に木平 孝男就任
49年4月	同	学長に巽 巖就任
50年8月	同	学長に筆谷 稔再任
52年10月	同	学長に豊田 鋼二就任
56年10月	同	学長に會田 俊夫就任
62年10月	同	学長に桑原 道義就任
平成5年10月	同	学長に室田 明就任
8年9月	同	学長に天野 光三就任
14年9月	同	学長に瀬島 順一郎就任
18年9月	同	学長に籠谷 正則就任

履修の手引き

平成22年度 大阪産業大学大学院 学年暦

月	日	曜	行 事
平成22年			
4	1	木	学年開始
	2	金	入学宣誓式
			新入生学生証交付
			新入生履修指導ガイダンス（経済学研究科サテライトコース 学生については、梅田サテライトで実施します。）
	7	水	新入生留学生ガイダンス
	10	土	前期授業開始
履修登録申請期間 [4/10(土)~4/14(水)]			
履修登録申請書指導教員承認期間 [4/10(土)~4/20(火)]			
21	水	履修登録申請変更・修正期間 [4/21(水)~4/23(金)]	
5	11	火	履修者名簿配布（前期科目・通年科目）
7	17	土	※月曜日の授業実施
	22	木	前期授業終了
	23	金	前期試験 [7/23(金)~8/5(木)]
8	6	金	夏期休業開始
9	18	土	前期成績発表 [9/18(土)~9/22(水)]
			履修申請修正期間（後期科目のみ） [9/18(土)~9/22(水)]
	20	月	夏期休業終了／前期終了
	21	火	後期授業開始 ※月曜日の授業実施
	22	水	※木曜日の授業実施
25	土	9月期学位授与式	
10	6	水	履修者名簿配布（後期科目）
	28	木	大学祭準備（休講）
	29	金	大学祭 [10/29(金)~10/31(日)]
11	1	月	創立記念日／大学祭後片付け
12	27	月	年内授業終了
	28	火	冬期休業開始
平成23年			
1	7	金	冬期休業終了
	8	土	後期授業再開
	11	火	経営・流通学研究科博士論文提出日
	20	木	後期授業終了
	21	金	後期・学年末試験 [1/21(金)~2/3(木)]
			経営・流通学研究科修士論文提出日
	28	金	経済学研究科修士論文・博士論文提出日
2	4	金	工学研究科修士論文提出日
	8	火	人間環境学研究科修士論文提出日
3	11	金	人間環境学研究科 修了予定者論文合否発表（学業成績発表含む。）
			経営・流通学研究科 修了予定者論文合否発表（学業成績発表含む。）
			経済学研究科 修了予定者論文合否発表（学業成績発表含む。）
			工学研究科 修了予定者論文合否発表（学業成績発表含む。）
	19	土	学位授与式
	22	火	在学生学業成績発表
在学生履修指導ガイダンス			
時間割表等配布			
31	木	学年終了	

学年始め行事

- 4月2日（金）大学院生ガイダンス・学生証交付
 4月10日（土）～4月14日（水）履修登録申請期間（Web方式）
 4月10日（土）～4月20日（火）履修申請内容指導教員承認期間〈指導教員の承認を得ること〉
 4月21日（水）～4月23日（金）履修登録申請変更・修正期間（Web方式）

※①Webによる履修申請は、博士後期課程を除きます。

②履修申請の際は、「Web履修申請ガイド」を精読して下さい。

③相談を受ける際は、学生証と履修申請内容（保管分）を持参して下さい。

学籍番号と専攻コード

学籍番号は、各人に対して入学時に決定し、各課程・専攻に在籍する限り変更されることなく、（但し、授業料未納により除籍処分となった場合、あるいは退学した者が再入学した場合は除く）履修申請や試験、証明書の請求、授業料の納入等あらゆる願・届に使用します。

〔例〕 1 0 MP 0 1

入学年度 | 専攻コード | 個人番号

- a) 最初の2桁の数字は入学年度を示し、入学年の西暦の下2桁の数字をあてています。
 b) 3、4桁目のアルファベットは専攻のコードを示しています。
 c) 最後の2桁の数字は、学生の個人番号を表わします。

専攻コード表

区 分	専 攻 名			
	博 士 前 期 課 程	コ ー ド	博 士 後 期 課 程	コ ー ド
人間環境学研究科	人 間 環 境 学 専 攻	M P	人 間 環 境 学 専 攻	D P
経営・流通学研究科	経 営 ・ 流 通 専 攻	M C	経 営 ・ 流 通 専 攻	D C
経済学研究科	現 代 経 済 シ ス テ ム 専 攻	M G	ア ジ ア 地 域 経 済 専 攻	D E
	ア ジ ア 地 域 経 済 専 攻	M E		
工学研究科	機 械 工 学 専 攻	M F	生 産 シ ス テ ム 工 学 専 攻 環 境 開 発 工 学 専 攻	D N D T
	都 市 創 造 工 学 専 攻	M K		
	電 子 情 報 通 信 工 学 専 攻	M L		
	情 報 シ ス テ ム 工 学 専 攻	M H		
	環 境 デ ザ イ ン 専 攻	M M		
	ア ン ト レ プ レ ナ ー 専 攻	M A		

履修申請手続

1. 履修申請（但し、博士後期課程は申請方法が異なります。）

履修申請は、「Web履修申請ガイド」を精読すると共に、学則第22条、23条、24条を十分に理解し、本年度履修しようとする授業科目については、所定の期間内に申請すると同時に、「指導教員」の承認を得てください。

履修登録等の質問については、教務課窓口にて対応します。質問の折には、必ず学生証を持参してください。また、教務課窓口業務時間に注意してください。

窓口時間	平 日	9：00～17：00	土 曜 日	9：00～12：30
------	-----	------------	-------	------------

注）夏期休業ならびに冬期休業における教務課窓口業務については、各専攻の掲示板にてその都度連絡します。

2. 履修制限

学則第22条、23条、24条を十分に理解し、別表第1教育課程表を参照してください。

3. 他専攻の履修について

他専攻の履修ができるのは指導教員が必要と認めた場合に限るため、履修申請前に必ず指導教員の承認を得てください。

注）アントレプレナー専攻で開講されている科目の履修には制限があります。

4. 工学研究科アントレプレナー専攻

アントレプレナー専攻は、講義開講形態、成績評価方法等が、他の専攻とは異なりますので、学生は、指導教員および講義担当教員と綿密な連絡調整および相談の上、単位の修得および受講計画を行ってください。

5. サテライトコース

経済学研究科博士前期課程の学生には大学院設置基準第14条（※）に定める教育方法の特例に基づき本学のサテライト教室において修学をする「サテライトコース」を設置しております。

（※大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。）

なお、履修申請等の手続につきましては、ガイダンス等で説明します。

6. 博士後期課程（人間環境学研究科、経営・流通学研究科、経済学研究科、工学研究科）

博士後期課程は、研究指導および講義開講形態の性質上、指導教員と綿密な相談により、学位取得の計画を行ってください。

修了要件単位数

1) 博士前期課程（学則第23条・第28条参照）

博士前期課程の修得単位数は、必修科目を含め30単位以上を修得すること。

ただし、アントレプレナー専攻は、必修科目を含め62単位以上を修得すること。

区分	修 得 科 目	
	選 択 科 目	必 修 科 目
人間環境学 研究科	選択科目の中から22単位以上 (他研究科修得科目6単位を含む。)	フィールド/スタジオ研究1・2 →8単位
経営・ 流通学 研究科	選択科目の中から22単位以上 (他研究科修得科目10単位を含む。)	演習1・2→8単位
経済学 研究科	選択科目の中から22単位以上 (他専攻科目10単位を含む。〔ただし、経営・ 流通専攻科目は4単位を上限とする。人間 環境学研究科・工学研究科の科目は除く。〕)	演習Ⅰ・Ⅱ→8単位
工 学 研究科	選択科目の中から20単位以上 ただし、アントレプレナー専攻は除く。 (他専攻修得科目8単位〔アントレプレ ナー専攻は6単位〕を含む。)	ゼミナールⅠ(1)・Ⅱ(2)→4単位 調査研究Ⅰ(1)・Ⅱ(2)→6単位 }10単位 ※機械工学専攻は14単位 (上記10単位の他に材料力学特別演習 熱・流体力学特別演習、機械力学特別演習) 工業数学特別演習→4単位 ※アントレプレナー専攻は62単位必修
修士論文の審査および最終試験に合格すること。ただし、アントレプレナー専攻にあっては、課題研究成果の審査、環境デザイン専攻にあっては、修士作品の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。		

2) 博士後期課程（学則第28条の2参照）

博士後期課程の修得単位数は、人間環境学研究科は、人間環境学特殊研究18単位および人間環境学特殊講義2単位合計20単位、経営・流通学研究科は研究演習18単位および特殊講義2単位以上合計20単位以上、経済学研究科は特殊研究18単位および特殊講義2単位以上合計20単位以上、工学研究科は特殊研究12単位および特殊講義2単位以上合計14単位以上を修得すること。

区分	修 得 科 目	
	講 義 科 目	特 殊 研 究 ・ 研 究 演 習
人間環境学 研究科	特殊講義2単位	人間環境学特殊研究18単位
経営・流通学 研究科	特殊講義の中から2単位以上	研究演習18単位
経済学研究科	特殊講義の中から2単位以上	アジア地域経済・国際経済特殊研究18単位
工 学 研 究 科	特殊講義の中から2単位以上 (専攻の枠を越えて履修可能)	特殊研究12単位
博士の学位論文の審査および最終試験に合格すること。		

教員免許状

本大学院において取得できる免許状の種類は、次のとおりです。（学則第41条参照）

免許状の種類	免許教科	取得可能な研究科		
中学校教諭専修免許状	社 会	経済学研究科	現代経済システム専攻	博士前期課程
	公 民	経済学研究科	アジア地域経済専攻	博士前期課程
高等学校教諭専修免許状	工 業	工学研究科	機 械 工 学 専 攻	博士前期課程
		工学研究科	都市創造工学専攻	博士前期課程
	情 報	工学研究科	電子情報通信工学専攻	博士前期課程
		工学研究科	情報システム工学専攻	博士前期課程
	工 業	工学研究科	環 境 デ ザ イン 専 攻	博士前期課程
		工学研究科	アントレプレナー専攻	博士前期課程
商 業	経営・流通学研究科	経営・流通専攻	博士前期課程	

本大学院において取得できる教員免許状の種類および免許法に定める最低修得単位数。

大 学 院	免許状の種類 (教科)	最低取得単位数			基礎資格
		※①教科	※②教職	※③又は	
経営・流通専攻	高等学校教諭専修免許状(商業)	20	23	40	修士課程または博士前期課程の学位を有すること。
現代経済システム専攻 アジア地域経済専攻	中学校教諭専修免許状(社会)	20	31	32	
	高等学校教諭専修免許状(公民)	20	23	40	
機械工学専攻 都市創造工学専攻 電子情報通信工学専攻	高等学校教諭専修免許状(工業)	20	23	40	
情報システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状(情報)				
環境デザイン専攻 アントレプレナー専攻	高等学校教諭専修免許状(工業)				

- ・ ※①教科＝教科に関する科目②教職＝教職に関する科目③又は＝教科又は教職に関する科目
- ・ 大学院で専修免許状を取得するためには、高等学校一種免許状を取得している必要があります。

免許状等の問い合わせ先：教務課

奨学金制度

本学学生生活課で取り扱っている奨学金には、大阪産業大学大学院奨学金、日本学生支援機構奨学金とがあります。

1) 大阪産業大学大学院奨学金

博士前期課程		博士後期課程	
貸与額	貸与期間	貸与額	貸与期間
年間授業料等の半額相当額	2年	年間授業料等の半額相当額または全額相当額	3年

※返還については、卒業後10年（返還月額が15,000円を超える場合は15,000円まで減額期間延長が可能）の間です。（平成22年4月現在）

2) 日本学生支援機構奨学金

出願資格、時期、提出書類等については、学生生活課で相談すること。（平成22年度）

	博士前期課程		博士後期課程	
	貸与月額	貸与期間	貸与月額	貸与期間
第一種	50,000円または88,000円	2年	80,000円または122,000円	3年
第二種	5万円・8万円・10万円 13万円・15万円から選択		5万円・8万円・10万円 13万円・15万円から選択	

※第一種は、特に優れた業績をあげた大学院生を対象とした貸与期間修了時の返還免除制度があります。

3) その他の奨学金について

地方自治体、民間育英団体奨学金等については、学生生活課で相談して下さい。

授業料(等)納入および延納願(等)届と学籍

①納入期間

毎年、前期（4月20日まで）および後期（10月15日まで）の2回に分けて納入することになっています。ただし、1年分の一括納入は、最初の納入期限（4月20日まで）となります。

②納入方法・納入金額

大学より送付される『授業料（等）振込依頼書』を使い納入してください。振込方法および納入金額については、『授業料（等）振込依頼書』に記載されている通りに行ってください。

③授業料（等）の延納

授業料（等）を納入期日までに納入できない場合は、所定の願届出期間内に「授業料（等）延納願」または「授業料（等）納入および除籍猶予願」を教務課へ提出すれば、納期を延ばすことができます。

④注意事項

授業料（等）納入と学籍（休学、退学、除籍）は密接に関係しています。期限内に授業料（等）を納入しないと除籍になります。除籍になると、履修申請は無効になります。除籍を知らずに試験を受け、結果が良くとも単位の認定はされません。

⑤授業料（等）納入手順と学籍に係る日程（〔 〕内は後期日程）

3月上旬『授業料（等）振込依頼書』が保護者宅へ郵送

〔9月上旬〕 郵送されない場合には、経理課へ問い合わせてください。

4月20日 「授業料（等）延納願」届出期限

〔10月15日〕 特別な事情により、期限内に授業料（等）が納入できないときは、4月20日〔10月15日〕までに教務課へ申し出てください。

「授業料（等）延納願」により、6月20日〔12月15日〕まで授業料（等）の納入を延期することができます。

4月下旬 授業料（等）未納者（保護者・学生）に『除籍通知』を郵送

〔10月下旬〕 除籍を取消したいときには、5月20日〔11月15日〕までに教務課へ申し出てください。

「除籍取消願」により、除籍を取消することができます。ただし、授業料（等）の納入に際しては、手数料として5,000円が加算されます。

特別な事情により、5月20日〔11月15日〕までに授業料（等）取消し手数料が納入できないときは、「授業料（等）納入猶予願」により、6月20日〔12月15日〕まで納入を延期することができます。

6月20日 授業料（等）延納願者と授業料（等）納入猶予願者の納入期限

〔12月15日〕 授業料（等）（納入猶予願者は除籍取消料を含む）を期日までに納入しなければ除籍となります。ただし特別な事情により、6月20日〔12月15日〕までに納入できないときは、納入期限までに「授業料（等）納入および除籍猶予願」を教務課に願出れば、7月15日〔1月10日〕まで除籍（納入）を延期することができます。その際には手数料として2,000円が加算されます。

7月15日 授業料（等）納入最終期限（授業料等納入および除籍猶予願者に限りです。）

〔1月10日〕

—注意—

各手続き期限日が休日の場合には、翌窓口業務日（営業日）を期限とします。

授業料（等）未納による除籍が確定した後は、規程に基づく「再入学」の方法でしか大学に戻る
ことができません。

休学・退学の手続き

①休学・退学の手続き

- ・休学・退学の届出は、各学期の授業料（等）納入期限までに届け出て下さい。
 - ・休学期間は、半期（前期・後期）または通年（1年間）を選択することができます。しかし、半期休学の場合、制度上単位の修得が困難となる授業科目がありますので、教務課で充分相談して下さい。
 - ・休学の理由が消滅した場合（病気治癒等）には、期間途中であっても願出により「復学」することができます。
- ただし、履修申請および単位修得、授業料（等）の納入については、状況により変わりますので、教務課で充分相談して下さい。

—注意—

授業料（等）納入後に休学・退学を届け出た場合の授業料は返還できません。

②住所変更・改氏名届け

都合により、住所、電話番号、保護者の連絡先および氏名を変更したときは、速やかに届け出て下さい。『授業料（等）振込依頼書』の郵送や緊急時の連絡に差し支えます。

学生生活に関する情報提供サービス

授業の休講情報、時間割、教室変更、その他のお知らせを、Portal-OSU（※）を通じて自宅、出先および学内から手軽に得る事ができます。どうぞ、ご利用下さい。

【主な機能】

- ☆お知らせ・・・・・・・・大学からの各種お知らせを確認できます。
- ☆個人連絡・・・・・・・・大学から、あなた宛の連絡を確認できます。
- ☆教務情報・・・・・・・・休講、教室変更、時間割変更を確認できます。
- ☆講義連絡・・・・・・・・履修登録した科目の講義連絡（レポート提出等の連絡）を確認できます。
- ☆個人設定・届出・・・・・・・・住所等の確認、E-mail配信サービスの設定ができます。
- ☆Webシステムへの入口・・Web履修申請システム、就職支援システム、コースナビ（教育支援システム）への入口となります。
- ☆スケジュール・・・・・・・・My時間割、学年暦を確認できます。
また、個人のスケジュール管理もできます。

*利用環境（パソコンからのアクセス）

●推奨OS：Windows、推奨ブラウザ：Internet Explorer 5.5 SP2 以上

これ以外のご利用については、動作の保証はできません。

（インターネット提供者や回線の種類は問いません。）

- *利用者個人の履修に応じた情報（My時間割、休講情報、教室変更情報）は、履修申請確定後からのサービス開始予定です。
- *携帯電話（インターネット接続可能な）で参照できる項目は、お知らせ、個人連絡、教務情報、講義連絡、メール配信（E-mail配信サービス設定）です。詳細はパソコンでアクセスしないと確認できない情報もあります。
- *情報サービスターミナル（コンプリオ）で参照できる項目は、お知らせ、教務情報、講義連絡、個人連絡、学年暦です。（個人宛ての情報は参照できません。）
設置場所：本館、12号館、5号館、9号館、16号館、3号館、4号館、13号館、15号館、総合教育棟

I Portal-OSUへのアクセス（ログインまで）

1. パソコンからアクセス

大阪産業大学TOPページ（<http://www.osaka-sandai.ac.jp/>）より、「在学生の皆様へ」からポータルシステムボタンをクリック

ログイン画面にて、ユーザID（s+学籍番号）、パスワードを入力。

<https://j17-portal.osaka-sandai.ac.jp/campus/sservice/start.do>

2. 携帯電話（インターネット接続可能な）からアクセス。（一部接続できない機種も有ります）

<https://j17-portal.osaka-sandai.ac.jp/campus/k/index.jsp>へ接続し、

ログイン画面にて、ユーザID (s+学籍番号)、パスワードを入力。

*携帯電話がバーコードリーダー機能を有している場合は、バーコードを読み取ることによりURLが入力されます。

*パスワードは、コンピュータ演習室利用時のものと同じです。



II 個人情報設定・変更について

必ず下記の2項目を確認・設定してください。

①E-mail配信サービスについて

各種情報を電子メールで受信する場合、E-mail配信サービスの設定が必要です。

初期設定は、情報科学センターで交付されているE-mailアドレスに設定されていますので、Portal-OSUにログインして、個人設定・届出で設定の変更をしてください。

E-mail配信サービスで配信できるサービスは、休講情報・教室変更・講義連絡・個人連絡です。

E-mailで配信される休講情報・教室変更・講義連絡は、履修登録された科目の情報のみです。

(履修登録が確定してからサービス開始を予定しています。)

メールは、配信専用のアドレスで送信されますので、このメールに返信いただいても、回答・返答はいたしません。

携帯電話などのメール受信設定によって、受信が可能なドメインを指定されている場合には、ポータルシステムの発信用メールアドレスドメインに対して受信を許可しておいてください。

(portal-osu@cnt.osaka-sandai.ac.jp)

②住所変更の申請(住所異動届)について

Portal-OSUにログインして、「個人設定・届出」で現住所・保護者住所等を確認してください。

住所、携帯電話、保護者の連絡先が変更したときは、教務課で手続きをお願いします。

教務課への変更届連絡がない場合、学籍(除籍)に関わるような重要な連絡や緊急の連絡ができなくなる恐れがあります。

※ Portal-OSUとは、学生生活に関する情報(成績表、休講、時間割、教室変更、その他お知らせなど)をまとめ、Web上で提供する総合案内システムです。これまで掲示板などで学内の様々な場所に案内されていた情報がWeb上で集約され、簡単に入手することができます。

所属研究科や各窓口などから学生個人へのお知らせ、履修している講義の休講情報、教室変更情報などをメールで受け取る(配信サービスの設定が必要)ことができ、Portal-OSUの一部の機能は、通常のパソコン(ブラウザを確認)だけではなく、携帯電話などからでも参照可能です。

また、各号館に設置されている情報サービスターミナル(コンブリオ)より、参照することができます。有効に活用ください。

(教務課からのお知らせ・講義連絡等は、各専攻掲示板、12号館掲示板も同時に確認してください。)

天災地変とストライキ（臨時休講）

臨時休講については、以下の通りです。

区 分	臨 時 休 講 の 要 件
気 象	①大阪府下のいずれかに、暴風警報が発令されたとき
交 通	② J R 西日本「学研都市線」 京橋～四条畷間 が途絶しているとき
	③大阪市営地下鉄「中央線」・近畿日本鉄道「東大阪線」本町～生駒間と「奈良線」の2交通機関が同時に途絶しているとき

上記①～③のいずれかに該当する場合は、下記の通り授業を休講します。

また、上記①～③以外の理由で登学できなかった場合は、教務課に申し出て下さい。

午前7時までに上記①～③が解消された場合	→	1時限目から授業を行う
午前10時までに上記①～③が解消された場合	→	3時限目から授業を行う
午前10時を過ぎても上記①～③が解消されない場合	→	3時限目から5時限目までの授業を休講とする
午後3時までに上記①～③が解消された場合	→	6時限目から授業を行う
午後3時を過ぎても上記①～③が解消されない場合	→	6時限目以降の授業を休講とする

※上記の件につきまして、電話での問い合わせには一切応じません。

証明書発行

1) 教務課で発行する証明書は、以下の表の通りです。

		証 明 書 の 名 称		手数料	証 明 書 の 名 称		手数料		
成 績 関 係	学業成績証明書	和文☆	300円	学 籍 関 係	学生証（再交付）		1,000円		
		英文	1,000円		通学証明書		無 料		
	修了証明書	和文	200円		学生旅客運賃割引証☆		無 料		
		英文	1,000円		在学証明書☆ 在籍証明書 在籍期間証明書		和文	200円	
	修了見込証明書	和文☆	200円				英文	1,000円	
		英文	100円				英文証明書発行については申し込み日を含めて10日間程必要とします。余裕をもって申し込んでください。		
	学業成績・修了見込証明書				500円				
	調査書（大学院用）				500円				
	学力に関する証明書（単位取得証明書）				300円				

(☆印の証明書は、証明書自動発行機『パピルスメイト』で発行することができます。)

2) 証明書自動発行機『パピルスメイト』

—参考—

前ページの☆印の証明書および「成績表」「履修登録確認表」「健康診断書」はパピルスメイトで発行できます。(なお、「健康診断書」の発行は毎年4月の受診者に限ります。)

a) 設置場所および稼働時間

中央キャンパス：本館（11号館）1Fホールに3台あります。

月曜日～土曜日（9：00～18：00）

東部キャンパス：13号館1Fに2台あります。

月曜日～金曜日（9：00～17：00）

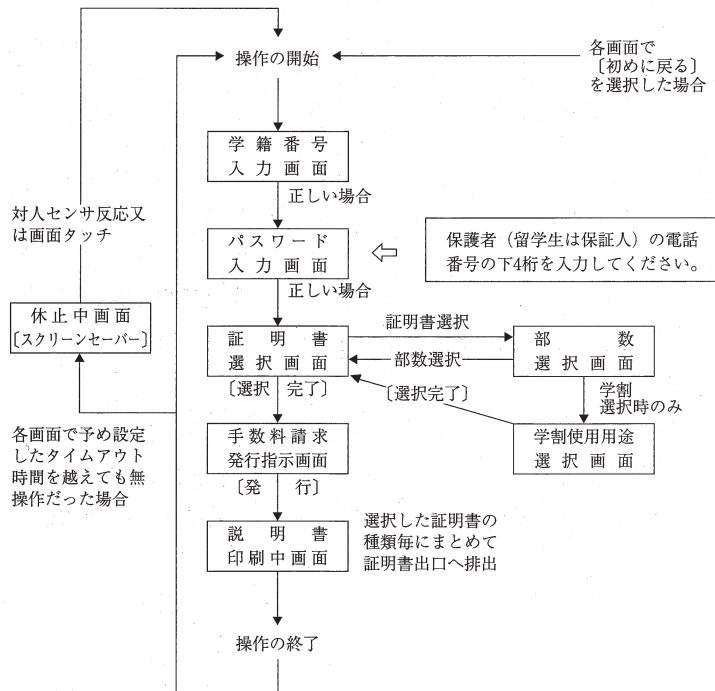
土曜日（9：00～12：30）

※注意：学園行事によって、上記の稼働時間が変更になることがありますので、学年暦および掲示で利用できる日時を確認して下さい。

b) 問い合わせ

証明書が発行されないなどのトラブル発行の時は、教務課まで問い合わせして下さい。

c) 操作方法



学生証の取扱いについて

★学生証表



★学生証裏

2010年度	学籍番号	氏名	
在籍確認票	現住所		
通学 区間	～ 間	～ 間	
	～ 間	～ 間	
通学 定期 乗車 券控	発行年月日	通用期間	発行 駅
		カ月	記事
		カ月	
		カ月	
		カ月	

大阪産業大学・同短期大学部

※通学区間は本人が記入すること

(1) 学生証の取扱いに関する注意事項

- a) 学生証は他人に貸与または譲渡することはできません。
- b) 学生証を持たない学生は、各種証明書の請求、図書の閲覧および定期試験の受験ができません。
- c) 学生証は、本学教職員または交通機関係員からの請求があったときは、いつでも提示しなければなりません。
- d) 学生証の記載事項に変更があった場合は、直ちに教務課に届け出て訂正を受けなければなりません。
- e) 学生証を紛失した場合は、直ちに警察に届け出て、発見されない場合は、再交付を受けて下さい。
- f) 学生証は修了・退学・除籍等により学籍を離れたときは、速やかに教務課へ返還して下さい。

- g) 学生証の有効期間は入学年4月1日より修了年3月31日までの修士および博士前期課程は、2年間、博士後期課程は3年間です。ただし、修了年限を超えて在籍しますと、1年ごとの更新となります。
- h) 学生証裏面の在籍確認および通学区間証明は、毎年4月1日から15日までに教務課で必ず交付を受けて下さい。

(2) 学生証の再発行

学生証を汚損または紛失した場合は、教務課に届け出て再発行手続きを行って下さい。

(3) 有効期限切れの学生証の切替え

定められた修了年限を超えて在籍する学生は、毎年学生証の更新が必要になります。学生証の終了年1月中旬から3月中旬までに教務課で手続きを行って下さい。同年4月に、それまでの学生証と無料で引き換えます。なお、期間外の切替えは有料となります。

(4) 学生証の裏シールの交換

通学定期等の購入により、学生証裏の記入欄がいっぱいになりましたら、教務課で新しいシールを渡しますので、申し出て下さい。

基 幹 規 程

大阪産業大学大学院学則

制 定 昭和63年 3月23日

最近改正 平成22年 3月19日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 大阪産業大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論およびその応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

(研究科)

第2条 本大学院に人間環境学研究科、経営・流通学研究科、経済学研究科および工学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

(課 程)

第3条 本大学院に博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）および後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

4 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(専 攻)

第4条 研究科に次の専攻を置く。

区 分	専 攻 名	
	博士前期課程	博士後期課程
人間環境学研究科	人間環境学専攻	人間環境学専攻
経営・流通学研究科	経営・流通専攻	経営・流通専攻
経済学研究科	現代経済システム専攻 アジア地域経済専攻	アジア地域経済専攻
工学研究科	機械工学専攻 都市創造工学専攻 電子情報通信工学専攻 情報システム工学専攻 環境デザイン専攻 アントレプレナー専攻	生産システム工学専攻 環境開発工学専攻

(修業年限)

第5条 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年とする。

(在学年数の制限)

第6条 博士前期課程の在学年数は4年、博士後期課程の在学年数は6年を超えることができない。

(収容定員)

第7条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

区分	専攻名	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間環境学研究科	人間環境学専攻	10名	20名	3名	9名
経営・流通学研究科	経営・流通専攻	15名	30名	5名	15名
経済学研究科	現代経済システム専攻	10名	20名	—	—
	アジア地域経済専攻	15名	30名	3名	9名
工学研究科	機械工学専攻	10名	20名	—	—
	都市創造工学専攻	10名	20名	—	—
	電子情報通信工学専攻	10名	20名	—	—
	情報システム工学専攻	10名	20名	—	—
	環境デザイン専攻	10名	20名	—	—
	アントレプレナー専攻	10名	20名	—	—
	生産システム工学専攻	—	—	4名	12名
	環境開発工学専攻	—	—	2名	6名
計		110名	220名	17名	51名

第2章 学年、学期および休業日

(学年、学期および休業日)

第8条 学年、学期および休業日については、大阪産業大学学則（以下「大学学則」という。）

第8条から第10条までの規定を準用する。

第3章 教員組織

(教員組織)

第9条 本大学院に専攻に応じ、必要な教員を置く。

第4章 入学等

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、毎年1回学年の始めとする。

(入学資格)

第11条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者に限る。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (5) 本大学院において、(1)の者と同等以上の学力があると認められた者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者に限る。

- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位に相当する学位を得た者
 - (3) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (出願手続)

第12条 入学を志望する者は、志願票その他別に定める書類に入学検定料を添えて、所定の期間中に願手続きをしなければならない。

(入学者の選考)

第13条 前条の志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続きおよび入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定の期間中に別に定める学費を納入し、かつ、保証書その他所定の書類を提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3 前項により入学を許可された者は、入学宣誓式に出席し、かつ、入学の宣誓をしなければならない。

(保証人)

第15条 保証人は、独立の生計を営む成年者2名とする。

- 2 保証人は、当該学生にかかる一切の事項につき連帯して責任を負わなければならない。
- 3 保証人が死亡などのため、その資格を失ったときは、新たに保証人を定め保証書を提出しなければならない。

(就学条件)

第16条 本大学院に在学する間は、他の大学院、学部等に在学することを認めない。

(外国人留学生)

第17条 外国の国籍を有する者で、原則として大学院入学を目的として入国許可を受けて入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、特別に選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 その他外国人留学生については、別に定める大阪産業大学大学院外国人留学生規程による。

(短期外国人留学生)

第17条の2 前条第1項の定めにかかわらず、海外の大学との協定に基づき、当該大学の大学院に在籍する学生について受け入れを要請された場合、または、海外の大学の大学院に在籍する学生が本大学院への留学を志願し、在籍大学から推薦を受けた場合は、原則として1年以内の期間に限り、学長は短期外国人留学生として受け入れを許可することができる。

2 短期外国人留学生の受け入れに関する規程は、別に定める。

第5章 教育方法等

(教育方法)

第18条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文〔博士前期課程における特定の課題についての研究の成果およびそれによる作品（以下「修士作品」という。）を含む。〕の作成または課題研究等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

(授業科目および単位等)

第19条 授業科目および単位等は、別表第1のとおりとする。

(単位の計算基準)

第20条 授業科目の単位の計算については、大学学則第26条の規定を準用する。

(研究指導および授業の担当)

第21条 本大学院の研究指導および授業の担当は、大学院教員資格に該当する本大学教員がこれにあたる。

2 必要により他の大学院教員または、その他の有資格者に授業の担当を依頼することができる。

3 教育上有益と認めるときは、他の大学院または研究所等において、学生が必要な研究指導を受けることを認めることができる。この場合にはあらかじめ当該他の大学院または研究所等と本大学院の間で研究指導の範囲、期間その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとする。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

4 本大学院の学生に必要な研究指導および授業を担当する教員の任用等については、別に定める。

第6章 履修方法

(修得単位)

第22条 博士前期課程の修得単位数は、次のとおりとする。

- (1) 人間環境学研究科は、必修科目を含め30単位以上を修得しなければならない。
- (2) 経営・流通学研究科は、必修科目を含め30単位以上を修得しなければならない。
- (3) 経済学研究科は、必修科目を含め30単位以上を修得しなければならない。
- (4) 工学研究科は、必修科目を含め30単位以上を修得しなければならない。ただし、アントレプレナー専攻にあっては、62単位を修得しなければならない。

2 博士後期課程の修得単位数は、次のとおりとする。

- (1) 人間環境学研究科は、人間環境学特殊研究18単位および特殊講義2単位の計20単位を修得

しなければならない。

- (2) 経営・流通学研究科は、研究演習18単位および特殊講義2単位以上の計20単位以上を修得しなければならない。
- (3) 経済学研究科は、特殊研究18単位および特殊講義2単位以上の計20単位以上を修得しなければならない。
- (4) 工学研究科は、特殊研究12単位および特殊講義2単位以上の計14単位以上を修得しなければならない。

(履修方法)

第23条 博士前期課程の履修ならびに修了要件単位の修得は、次による。

(1) 人間環境学研究科

- イ 必修としてフィールド／スタジオ研究1…4単位およびフィールド／スタジオ研究2…4単位を修得すること。
- ロ 前イのほか、当該専攻授業科目の中から22単位以上を修得すること。
- ハ 本大学院の他の研究科において履修した単位を、6単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(2) 経営・流通学研究科

- イ 必修として演習1…4単位および演習2…4単位を修得すること。
- ロ 前イのほか、当該専攻の授業科目の中から22単位以上を修得すること。
- ハ 本大学院の他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(3) 経済学研究科

- イ 必修として演習Ⅰ…4単位および演習Ⅱ…4単位を修得すること。
- ロ 前イのほか、当該専攻の授業科目の中から22単位以上を修得すること。
- ハ 当該研究科の博士前期課程にあつては、それぞれ他専攻において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

ニ 本大学院経営・流通学研究科博士前期課程において履修した授業科目について修得した単位は、4単位を上限として、前ハにより当該専攻において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(4) 工学研究科（機械工学専攻）

- イ 必修としてゼミナール1…2単位、ゼミナール2…2単位、調査研究1…3単位、調査研究2…3単位、材料力学特別演習…1単位、熱・流体力学特別演習…1単位、機械力学特別演習…1単位および工業数学特別演習…1単位を修得すること。
- ロ 前イのほか、当該専攻の授業科目の中から16単位以上を修得すること。
- ハ 本大学院の当該研究科内の他の専攻および他の研究科において履修した授業科目につい

て修得した単位を、8単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(5) 工学研究科（電子情報通信工学専攻）

イ 必修としてゼミナール1…2単位、ゼミナール2…2単位、調査研究1…3単位および調査研究2…3単位を修得すること。

ロ 前イのほか、当該専攻の授業科目の中から20単位以上を修得すること。

ハ 本大学院の当該研究科内の他の専攻および他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、8単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(6) 工学研究科（都市創造工学専攻、情報システム工学専攻、環境デザイン専攻）

イ 必修としてゼミナールⅠ…2単位、ゼミナールⅡ…2単位、調査研究Ⅰ…3単位および調査研究Ⅱ…3単位を修得すること。

ロ 前イのほか、当該専攻の授業科目の中から20単位以上を修得すること。

ハ 本大学院の当該研究科内の他の専攻および他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、8単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(7) 工学研究科（アントレプレナー専攻）

イ アントレプレナーデザインモジュール…8単位、ソリューションマネジメントモジュール…8単位、プロダクトデザインモジュール…8単位、ユニバーサルデザインモジュール…8単位、プロジェクト…26単位およびリフレクション…4単位を修得すること。

ロ 本大学院の当該研究科内の他の専攻および他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、6単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 博士後期課程の履修ならびに修了要件単位の修得は、次による。

(1) 人間環境学研究科

イ 人間環境学特殊研究18単位および特殊講義2単位を修得すること。

(2) 経営・流通学研究科

イ 研究演習18単位および特殊講義2単位以上を修得すること。

(3) 経済学研究科

イ 特殊研究18単位および特殊講義2単位以上を修得すること。

(4) 工学研究科

イ 特殊研究12単位および特殊講義2単位以上を修得すること。

ロ 特殊講義については、専攻の枠を越えて履修を可能とする。

（履修申請）

第24条 学生は毎学年始めに、その年度に履修しようとする授業科目を指定の期日までに指導教授の承認を受け、研究科長に申請しなければならない。ただし、アントレプレナー専攻博士前

期課程については、この限りでない。

(単位の授与)

第25条 授業科目を履修し、かつ、学期末または学年末に行うその科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第26条 成績の評価は、「A、B、C、D」をもって示し、「A、B、C」を合格とし「D」を不合格とする。

(単位認定)

第27条 第38条により定める大学院において、学生が履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議を経て、第23条により本大学院の博士前期課程において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えない範囲で本大学院の博士前期課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第7章 課程の修了要件

(課程の修了要件)

第28条 博士前期課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、アントレプレナー専攻博士前期課程にあつては、課題研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 第1項の場合において、環境デザイン専攻博士前期課程にあつては、修士作品の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第28条の2 博士課程の修了の要件は、大学院に5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした博士前期課程を修了した者および前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、大学院に博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項および前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第8章 学位の授与

(学位の授与)

第29条 第28条により本大学院博士前期課程を修了した者には、修士の学位を、前条により博士後期課程を修了した者には、博士の学位を当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位を得るための審査を請求した者については、本大学院（人間環境学研究科、経営・流通学研究科、経済学研究科および工学研究科）の行う博士論文の審査および試験に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有する者と確認されたとき、博士の学位を授与する。

(学位規程)

第30条 学位および学位の授与については、本大学院の学則（以下「学則」という。）のほか、別に定める大学院学位規程による。

第9章 休学、退学、除籍および復学

(休学)

第31条 病気その他やむを得ない理由により長期にわたり欠席しようとするときは、所定の休学願に理由を証明する書類を添えて、願い出て休学することができる。

(休学処置)

第32条 病気のため修学に適しないと認められた者については、当該研究科委員会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第33条 休学の期間は、原則として当該学年の末までとする。ただし、特別の理由があると認められた者については、引き続き更に1年の休学を許可することがある。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

3 休学中の学費は、別に定める大学院学費納入規程による。

(休学期間の制限)

第34条 休学期間は、博士前期課程は通算して2年、博士後期課程は通算して3年をそれぞれ超えることはできない。

(退 学)

第35条 病気その他の理由により退学しようとするときは、所定の退学願を提出して、学長の許可を得なければならない。

- 2 前項により退学した者、学費未納により除籍された者および博士後期課程を単位取得退学した者が、再入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可することができる。ただし、博士後期課程にあつては退学後、6年以内に再入学を願い出るものとする。
- 3 博士後期課程を単位取得退学した者が、学位論文審査を受けるために再入学する場合は、再入学金および授業料を免除し、別に定める審査料を納めるものとする。

(除 籍)

第36条 除籍については、大学学則第23条の規定を準用する。

(復 学)

第37条 復学については、大学学則第21条の規定を準用する。

(留学の取り扱い)

第38条 学生が、協定または認定する外国の大学院に留学を希望するときは、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

- 2 当該留学期間のうち、研究指導を受けた期間は、修業年限に算入することができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 3 留学に関する規程は、別に定める。

第10章 賞 罰

(表 彰)

第39条 学生として表彰に値する行為があつた者は、当該研究科委員会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲 戒)

第40条 学則もしくは諸規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、当該研究科委員会の議に基づき懲戒する。

- 2 懲戒は、譴責、停学および放學とする。
- 3 放學は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められた者
 - (2) 正当な理由がなくして出席が常でない者
 - (3) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第11章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第41条 教育職員免許法・同施行規則に基づき本大学院において取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。

免許状の種類	免許教科	取得可能な研究科		
中学校教諭専修免許状	社 会	経済学研究科	現代経済システム専攻	博士前期課程
	公 民	経済学研究科	アジア地域経済専攻	博士前期課程
高等学校教諭専修免許状	工 業	工学研究科	機 械 工 学 専 攻	博士前期課程
		工学研究科	都 市 創 造 工 学 専 攻	博士前期課程
		工学研究科	電 子 情 報 通 信 工 学 専 攻	博士前期課程
	情 報	工学研究科	情報システム工学専攻	博士前期課程
	工 業	工学研究科	環 境 デ ザ イン 専 攻	博士前期課程
		工学研究科	ア ン ト レ プ レ ナ ー 専 攻	博士前期課程
商 業	経営・流通学研究科	経 営 ・ 流 通 専 攻	博士前期課程	

2 前項の免許状を取得するための資格および履修方法については、別に定める。

第12章 奨学制度

(奨学制度)

第42条 学業、人物ともに優秀な者に対しては、奨学金を給付することがある。

2 奨学金については、別に定める大学院奨学生規程による。

第13章 学費および学費以外の費用

(学 費)

第43条 学費は、入学金、授業料、教育環境充実費、審査料、科目等履修料および研究料とし、その額は別に定める。

2 学費は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 学費の納入については、別に定める大学院学費納入規程による。

(手数料)

第44条 入学検定料およびその他の手数料については、別に定める。

(既納の学費および手数料)

第45条 既に納入した学費および手数料は、事情の如何にかかわらず返戻しない。

第14章 運営組織

(研究科委員会)

第46条 本大学院に人間環境学研究科委員会、経営・流通学研究科委員会、経済学研究科委員会および工学研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織は、別に定めるそれぞれの委員会規程に定めるところによる。

(審議事項)

第47条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則に関する事。
- (2) 諸規程の制定および改廃に関する事。
- (3) 教員の人事に関する事。
- (4) 授業科目および研究指導の担当に関する事。
- (5) 学生の入学、復学、休学、除籍、退学、留学および修了ならびに賞罰に関する事。
- (6) 学位の授与に関する事。
- (7) その他重要な事項

(研究科長)

第48条 本大学院の研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、博士後期課程専攻担当教員より選出する。
- 3 研究科長は、当該研究科委員会を招集し、その議長となる。
- 4 研究科長は、当該研究科委員会の定めた方針に基づいて、研究科の運営に当たる。

第15章 科目等履修生および研究生

(科目等履修生)

第49条 本大学院において特定の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、当該研究科委員会の議を経て、科目等履修生として許可することができる。

- 2 科目等履修生が履修した授業科目について試験を受け合格したときは、所定の単位を与える。
- 3 科目等履修生に関する内規は、別に定める。

(研究生)

第50条 本大学院で、特定の研究課題について研究を希望する者があるときは、本大学院生の研究に支障のない限り当該研究科委員会において、研究生としてこれを許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者で、当該研究科相当の学力を有すると当該研究科委員会が認めた者とする。
- 3 研究生に関する内規は、別に定める。

第16章 学生研究室

(学生研究室)

第51条 本大学院に学生研究室を設ける。

第17章 付属施設および厚生施設

(施設、設備の供用)

第52条 本学園および本大学学部の施設、設備は、必要に応じて本大学院学生の研究達成のために供することができる。

第18章 事務組織

(事務組織)

第53条 本大学院の事務の処理は、大学院事務室をもって行う。

第19章 その他

(諸規程の準用)

第54条 学則に定めるほか、大学学則およびその他の諸規程を準用する。

(施行細則)

第55条 学則施行に必要な細則は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日)

(施行期日)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1 教育課程表

1. 人間環境学研究科

(1) 人間環境学専攻 博士前期課程

授 業 科 目	単位数	備 考	授 業 科 目	単位数	備 考
環境都市計画特論	2		文化環境特論(日本)	2	
都市公共施設特論	2		歴史環境特論(アジア)	2	
都市計画情報特論	2		歴史環境特論(欧米)	2	
水質管理特論	2		歴史環境特論(日本)	2	
地球環境特論	2		心身環境特論(心理系)	2	
環境経営特論	2		心身環境特論(身体系)	2	
生態学特論	2		スポーツ・運動医学特論(代謝系)	2	
大気環境特論	2		スポーツ・運動医学特論(循環器)	2	
環境マネジメントシステム(EMS)特論	2		スポーツ運動学特論	2	
C S R 経営特論	2		心身医療特論	2	
環境社会学特論	2		心理学特論	2	
国際環境ビジネス特論	2		スポーツ科学特論	2	
国際人権特論	2		フィールド/スタジオ研究1	④	必修
文化環境特論(アジア)	2		フィールド/スタジオ研究2	④	必修
文化環境特論(欧米)	2		修士論文		
※ 1) 講義単位数	54				
2) 総単位数	62				
3) 修了	必修を含め30単位を修得し、かつ修士論文の審査、および最終試験に合格すること。				

(2) 人間環境学専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単位数	備 考
人 間 環 境 学 特 殊 講 義	2	
人 間 環 境 学 特 殊 研 究	18	
※ 1) 講義単位数	2	
2) 総単位数	20	
3) 修了	人間環境学特殊研究18単位および特殊講義2単位の計20単位を修得し、博士論文に合格すること。	

2. 経営・流通学研究科

(1) 経営・流通専攻 博士前期課程

授 業 科 目	単位数	備 考	授 業 科 目	単位数	備 考	
流 通 特 論	2		経 営 組 織 特 論	2		
流 通 政 策 特 論	2		経 営 管 理 特 論	2		
流 通 史 特 論	2		財 務 管 理 特 論	2		
マーケティング特論	2		国 際 経 営 特 論	2		
製 品 政 策 特 論	2		人 的 資 源 管 理 特 論	2		
消 費 者 行 動 特 論	2		経 営 倫 理 特 論	2		
マーケティング・リサーチ特論	2		技 術 経 営 特 論	2		
販 売 戦 略 特 論	2		サ ー ビ ス 事 業 特 論	2		
ロジスティクス特論	2		ビ ジ ネ ス ・ ジ ャ ー ナ リ ズ ム 特 論	2		
ロジスティクス管理特論	2		情 報 管 理 特 論	2		
国際ロジスティクス特論	2		経 営 情 報 シ ス テ ム 特 論	2		
ロジスティクス実践特論	2		情 報 デ ー タ 処 理 特 論	2		
交 通 特 論	2		情 報 分 析 特 論	2		
国 際 交 通 特 論	2		産 業 組 織 特 論	2		
会 計 学 特 論	2		ビ ジ ネ ス 英 語 1	1		
財 務 会 計 特 論	2		ビ ジ ネ ス 英 語 2	1		
国 際 会 計 特 論	2		イ ン タ ー ン シ ッ プ	2		
管 理 会 計 特 論	2		特 殊 講 義	2		
会 計 監 査 特 論	2		演 習 1	④		必 修
税 法 特 論	2		演 習 2	④		
企 業 法 特 論	2	修 士 論 文				
経 営 学 特 論	2					
※ 1) 講義単位数 78 2) 総単位数 86 3) 修了 演習8単位を含め30単位以上を修得し、修士論文に合格すること。						

(2) 経営・流通専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単位数	備 考	授 業 科 目	単位数	備 考
流 通 論 特 殊 講 義	2		経 営 財 務 論 特 殊 講 義	2	
ロジスティクス特殊講義	2		人 的 資 源 管 理 特 殊 講 義	2	
交 通 論 特 殊 講 義	2		経 営 組 織 特 殊 講 義	2	
マーケティング特殊講義	2		経 営 戦 略 論 特 殊 講 義	2	
流 通 政 策 特 殊 講 義	2		経 営 倫 理 特 殊 講 義	2	
情 報 管 理 特 殊 講 義	2		サ ー ビ ス 事 業 特 殊 講 義	2	
経 営 学 特 殊 講 義	2		技 術 経 営 特 殊 講 義	2	
会 計 学 特 殊 講 義	2		研 究 演 習	18	
※ 1) 講義単位数 30 2) 総単位数 48 3) 修了 研究演習18単位および特殊講義2単位以上の計20単位以上を 修得し、博士論文に合格すること。					

3. 経済学研究科

(1) 現代経済システム専攻 博士前期課程

授 業 科 目	単位数	備 考	授 業 科 目	単位数	備 考	
財 政 学 特 論	2		e-コマース法制特論	2		
地 方 財 政 特 論	2		ファイナンス工学特論	2		
租 税 特 論	2		マルチメディア特論	2		
公 共 政 策 特 論	2		社会経済学特論	2		
経 済 政 策 特 論	2		社会経済史特論	2		
財 務 諸 表 特 論	2		メ デ ィ ア 特 論	2		
金 融 特 論	2		ジェンダー特論	2		
証 券 経 済 学 特 論	2		社会人権特論	2		
税 法 特 論 I	2		非営利事業特論	2		
税 法 特 論 II	2		ミクロ経済学特論	2		
社 会 政 策 特 論	2		マクロ経済学特論	2		
財政・経済政策研究特論	2		理論経済学特論	2		
情報ネットワーク特論	2		経済理論特論	2		
経 済 統 計 特 論	2		経済学史特論	2		
e-コマース特論	2		近代経済学史特論	2		
情 報 経 済 特 論	2		外国書講読	2		
情 報 数 学 特 論	2		演 習 I	④		必 修
ネット・ベンチャー特論	2		演 習 II	④		必 修
デジタル・マーケティング特論	2		修 士 論 文			
※ 1) 講義単位数 70 2) 総単位数 78 3) 修了 必修を含め30単位を修得し、修士論文に合格すること。						

(2) アジア地域経済専攻 博士前期課程

授 業 科 目	単位数	備 考	授 業 科 目	単位数	備 考
地 域 研 究 特 論	2		環 境 経 済 特 論	2	
東 南 ア ジ ア 経 済 特 論	2		現 代 経 営 特 論	2	
東 ア ジ ア 経 済 特 論	2		経 営 戦 略 特 論	2	
中 国 経 済 特 論	2		中 小 企 業 特 論	2	
日 本 経 済 特 論	2		ヒューマン・リソース・マネージメント特論	2	
日 本 経 済 史 特 論	2		マ ー ケ テ ィ ン グ 特 論	2	
ヨ ー ロ ッ パ 経 済 特 論	2		ア ジ ア ビ ジ ネ ス 特 論	2	
ア メ リ カ 経 済 特 論	2		現 代 企 業 フ ァ イ ナ ン ス 特 論	2	
ロ シ ア ・ 東 欧 経 済 特 論	2		多 国 籍 企 業 特 論	2	
ア ジ ア 地 域 経 済 研 究 特 論	2		ミ ク ロ 経 済 学 特 論	2	
国 際 経 済 特 論	2		マ ク ロ 経 済 学 特 論	2	
国 際 社 会 保 障 特 論	2		理 論 経 済 学 特 論	2	
比 較 生 活 経 済 特 論	2		経 済 理 論 特 論	2	
民 族 問 題 特 論	2		経 済 学 史 特 論	2	
比 較 経 済 特 論	2		近 代 経 済 学 史 特 論	2	
国 際 金 融 特 論	2		外 国 書 講 読	2	
貿 易 特 論	2		演 習 I	④	必 修
国 際 協 力 特 論	2		演 習 II	④	必 修
開 発 経 済 特 論	2		修 士 論 文		
東 ア ジ ア の 国 際 関 係 史	2				
※ 1) 講義単位数 72 2) 総単位数 80 3) 修了 必修を含め30単位を修得し、修士論文に合格すること。					

(3) アジア地域経済専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単位数	備 考	授 業 科 目	単位数	備 考
社会経済統計・日本経済統計分析特殊講義	2		日本財政・比較財政論特殊講義	2	
計量経済学・アジア経済計量分析特殊講義	2		国際社会政策・比較労働経済論特殊講義	2	
国際社会保障・比較福祉システム特殊講義	2		東アジア地域経済・局地経済論特殊講義	2	
国際経済政策・比較体制論特殊講義	2		中国経済・中国ファイナンス論特殊講義	2	
東南アジア地域経済・地域経済圏論特殊講義	2		理論経済学・経済成長論特殊講義	2	
アジア地域研究・地域計画特殊講義	2		アジア地域研究・北東アジア経済開発論特殊講義	2	
社会経済学・比較社会経済システム特殊講義	2		日本経済史特殊講義	2	
国際交通・アジア交通政策特殊講義	2		国際ジェンダー関係・比較社会論特殊講義	2	
アジア多国籍企業・世界経済論特殊講義	2		経済政策・比較経済成長政策特殊講義	2	
民族問題・地域紛争論特殊講義	2		人権政策論特殊講義	2	
国際経済・比較経済発展論特殊講義	2		アジア地域経済・国際経済特殊研究	18	
<p>※ 1) 講義単位数 42 2) 総単位数 60 3) 修了 特殊研究18単位および特殊講義2単位以上の計20単位を修得し、博士論文に合格すること。</p>					

4. 工学研究科

(1) 機械工学専攻 博士前期課程

授 業 科 目	単位数	備 考	授 業 科 目	単位数	備 考	
材料力学特別演習	①	必 修	動力エネルギー変換工学特論	2		
熱・流体力学特別演習	①	必 修	交通流体工学特論	2		
機械力学特別演習	①	必 修	システム制御特論	2		
工業数学特別演習	①	必 修	振動工学特論	2		
材料力学特論	2		トライボロジー特論	2		
流体力学特論	2		メカトロニクス特論	2		
熱工学特論	2		応用数学特論1	2		
機械動力学特論	2		応用数学特論2	2		
C A E 特論	2		環境工学特論	2		
固体力学特論	2		プレゼンテーションスキル	2		
塑性力学特論	2		先端技術特別講義	2		
機械設計特論	2		ゼミナール1	②		必 修
機械材料特論	2		ゼミナール2	②		必 修
生産システム特論	2		調査研究1	③		必 修
自動車工学特論	2		調査研究2	③		必 修
交通システム工学特論	2		修士論文			
※ 1) 講義単位数 50 2) 総単位数 60 3) 修了 必修を含め30単位を修得し、修士論文に合格すること。						

(2) 都市創造工学専攻 博士前期課程

授 業 科 目	単位数	備 考	授 業 科 目	単位数	備 考
応用数学特論Ⅰ	2		環境地盤工学	2	
応用数学特論Ⅱ	2		環境システム特論	2	
構造力学特論Ⅰ	2		応用土壌・生態学	2	
構造力学特論Ⅱ	2		地盤工学特論	2	
構造動力学	2		地盤設計学	2	
構造設計学	2		コンクリート工学特論	2	
水理学特論	2		道路工学特論	2	
河海工学特論	2		交通工学特論	2	
水資源工学	2		都市・地域計画学特論	2	
土木計画学特論	2		土木情報処理	2	
環境工学特論	2		ゼミナールⅠ	②	必修
水質管理工学	2		ゼミナールⅡ	②	必修
建設システム工学	2		調査研究Ⅰ	③	必修
建設マネジメント工学	2		調査研究Ⅱ	③	必修
経営管理論	2		修士論文		
※ 1) 講義単位数 50 2) 総単位数 60 3) 修了 必修を含め30単位を修得し、修士論文に合格すること。					

(3) 電子情報通信工学専攻 博士前期課程

授 業 科 目	単位数	備 考	授 業 科 目	単位数	備 考
応用数学特論1	2		通信方式特論	2	
応用数学特論2	2		ネットワーク特論	2	
半 導 体 物 理	2		非線形システム論	2	
半導体デバイス論	2		情報伝送符号論	2	
光エレクトロニクス特論	2		電子情報先端領域特論A	2	
量子エレクトロニクス特論	2		電子情報先端領域特論B	2	
電磁波工学特論	2		情報通信先端領域特論A	2	
計測工学特論	2		情報通信先端領域特論B	2	
制御工学特論	2		ゼミナール1	②	必修
電子回路特論	2		ゼミナール2	②	必修
画像情報処理特論	2		調査研究1	③	必修
ソフトウェア工学特論	2		調査研究2	③	必修
計算機工学特論	2		修 士 論 文		
※ 1) 講義単位数 42 2) 総単位数 52 3) 修了 必修を含め30単位を修得し、修士論文に合格すること。					

(4) 情報システム工学専攻 博士前期課程

授 業 科 目	単位数	備 考	授 業 科 目	単位数	備 考
応用数学特論Ⅰ	2		現代制御論	2	
応用数学特論Ⅱ	2		言語情報処理	2	
ソフトウェア工学特論	2		計算科学特論	2	
分子情報工学	2		工業数学特論	2	
電子物性工学	2		進化システム論	2	
生体情報システム特論	2		光情報システム特論	2	
知能システム工学	2		高速計算法	2	
情報ネットワーク特論	2		機能材料システム特論	2	
画像工学特論	2		情報計測工学	2	
画像認識工学Ⅰ	2		情報デバイス工学	2	
画像認識工学Ⅱ	2		ゼミナールⅠ	②	必修
仮想システム工学	2		ゼミナールⅡ	②	必修
情報通信システム特論Ⅰ	2		調査研究Ⅰ	③	必修
情報通信システム特論Ⅱ	2		調査研究Ⅱ	③	必修
応用解析学	2		修士論文		
※ 1) 講義単位数 50 2) 総単位数 60 3) 修了 必修を含め30単位を修得し、修士論文に合格すること。					

(5) 環境デザイン専攻 博士前期課程

授 業 科 目	単位数	備 考	授 業 科 目	単位数	備 考
環 境 芸 術 論	2		環境デザイン情報システム	2	
環 境 デ ザ イ ン 史	2		環 境 制 御 論	2	
建 築 史 特 論	2		構 造 力 学 特 論	2	
美 術 史 特 論	2		環 境 構 造 デ ザ イ ン 学	2	
環 境 文 化 論	2		建 築 空 間 論	2	
現 代 デ ザ イ ン 論	2		建 築 デ ザ イ ン 論 特 論	2	
環 境 オ ブ ジ ェ デ ザ イ ン 論	2		制 作 研 究 I	4	
イ ン テ リ ア 環 境 論	2		制 作 研 究 II	4	
建 築 論 特 論	2		課 題 研 究 I	2	
環 境 デ ザ イ ン 特 論	2		課 題 研 究 II	2	
グ ロー バ ル 環 境 論	2		ゼ ミ ナ ー ル I	②	必 修
都 市 ・ 地 域 環 境 論	2		ゼ ミ ナ ー ル II	②	必 修
環 境 計 画 特 論	2		調 査 研 究 I	③	必 修
環 境 デ ザ イ ン 分 析 論	2		調 査 研 究 II	③	必 修
環 境 デ ザ イ ン 情 報 処 理 学	2		修 士 論 文 又 は 修 士 作 品		
環 境 デ ザ イ ン 発 想 論	2				
※ 1) 講義単位数	44				
2) 総単位数	66				
3) 修了		必修を含め30単位を修得し、修士論文（または修士作品）に合格すること。			

(6) アントレプレナー専攻 博士前期課程

授 業 科 目	単位数	備 考	授 業 科 目	単位数	備 考
アントレプレナーデザインモジュール	⑧	必 修	プ ロ ジ ェ ク ト	⑳	必 修
ソリューションマネジメントモジュール	⑧	必 修	リ フ レ ク シ ョ ン	㉑	必 修
プロダクトデザインモジュール	⑧	必 修			
ユニバーサルデザインモジュール	⑧	必 修	修士論文またはプロジェクト成果		
<p>※ 1) モジュール科目単位数 32 2) 総 単 位 数 62 3) 修 了 必修62単位を修得し、修士論文またはプロジェクト成果の審査に合格すること。</p>					

(7) 生産システム工学専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単位数	備 考	授 業 科 目	単位数	備 考
トライボロジー特殊講義	2		非線形システム特殊講義	2	
機械要素特殊講義	2		通信情報基礎論特殊講義	2	
塑性加工学特殊講義	2		最適化法特殊講義	2	
振動工学特殊講義	2		光ストレージ特殊講義	2	
光電物性特殊講義	2		量子エレクトロニクス特殊講義	2	
マイクロ波応用特殊講義	2		計測工学特殊講義	2	
電力システム解析特殊講義	2		立体図形処理特殊講義	2	
通信方式特殊講義	2		システム制御工学特殊講義	2	
レーザー応用特殊講義	2		液晶物理特殊講義	2	
伝導性酸化物薄膜物性特殊講義	2		特 殊 研 究	12	
※ 1) 講義単位数	38				
2) 総単位数	50				
3) 修了		特殊研究12単位および特殊講義2単位以上の計14単位以上を修得し、博士論文に合格すること。			

(8) 環境開発工学専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単位数	備 考	授 業 科 目	単位数	備 考
環 境 工 学 特 殊 講 義	2		環 境 マネジメント工学特殊講義	2	
環 境 デザイン情報特殊講義	2		構 造 工 学 特 殊 講 義	2	
環 境 デザイン支援システム特殊講義	2		道 路 工 学 特 殊 講 義	2	
生 活 空 間 特 殊 講 義	2		土 木 施 工 学 特 殊 講 義	2	
社 会 基 盤 情 報 計 画 特 殊 講 義	2		特 殊 研 究	12	
※ 1) 講義単位数	18				
2) 総単位数	30				
3) 修了	特殊研究12単位および特殊講義2単位以上の計14単位以上を修得し、博士論文に合格すること。				

大阪産業大学大学院学位規程

制 定 昭和63年 3月23日

最近改正 平成21年 3月19日

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪産業大学大学院学則第30条に基づき、本大学院において、授与する学位に関する事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本大学院において授与する学位は、修士および博士とし、次のとおりとする。

修士（人間環境学）	修士（経営学）	修士（経済学）	修士（工学）
博士（人間環境学）	博士（経営学）	博士（経済学）	博士（工学）

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、博士前期課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第3条の2 博士の学位は、博士後期課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、学位論文を提出し、その審査および試験に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認（以下「学力確認」という。）した者にも授与することができる。

(修士論文の提出)

第4条 第3条の規定により、修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の修士論文審査願に修士論文および論文目録を添えて、研究科長に提出するものとする。

2 修士論文は1編として、1通を提出する。

3 審査のために必要があるときは、修士論文の副本、訳本、模型または標本等の資料を提出させることができる。

(課題研究成果の提出)

第5条 第3条の規定により、修士の学位の授与を受けようとする者で、博士前期課程において課題研究成果の審査をもって修士論文に代えることを許された者は、所定の課題研究審査願に課題研究成果および課題研究目録を添えて、工学研究科長に提出するものとする。

2 課題研究成果は1編として、1通を提出する。

3 審査のために必要があるときは、課題研究成果の副本、訳本等の資料を提出させることができる。

(修士作品の提出)

第6条 第3条の規定により、修士の学位の授与を受けようとする者で、博士前期課程において修士作品をもって修士論文に代えることを許された者は、所定の修士作品審査願に修士作品および論文目録または作品目録を添えて、工学研究科長に提出するものとする。

- 2 修士作品は、作品1件を提出する。
- 3 修士作品に付随して、作品題目、作品概要、作品趣意などを記した作品趣意書を提出しなければならない。ただし、付属論文を提出する場合にはこの限りでない。
- 4 審査のために必要があるときは、修士作品の付属論文、模型、標本、写真またはビデオ等の資料を提出させることができる。

(博士論文の提出)

第7条 第3条の2の規定により、博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の博士論文審査願に博士論文、論文目録、論文要旨および履歴書を添えて、当該研究科長に提出するものとする。

- 2 博士論文を提出し得る期間は、博士後期課程進学後10年以内とする。この場合において、博士論文は、在学中に提出するものとする。
- 3 博士論文は自著1編とし、3通を提出する。
- 4 審査のために必要があるときは、博士論文の副本、訳本、模型または標本等の資料を提出させることができる。
- 5 第3条の2第2項の規定により、博士の学位の授与を申請する者は、博士論文審査願に博士論文、論文目録、論文要旨、履歴書および論文審査手数料を添えて提出しなければならない。
- 6 前項の規定により提出した博士論文および納付した論文審査手数料は、返還しない。
- 7 第5項に定める論文審査手数料は、別に定める。
- 8 学位論文等の審査の方法および手続きについては、別に定める。

(審査の付託)

第8条 第4条、第5条、第6条、第7条による修士論文、課題研究成果、修士作品、博士論文(以下「学位論文等」という。)の提出があったときは、研究科長は、これを当該研究科委員会(以下「委員会」という。)に付託するものとする。

(審査委員会)

第9条 前条の規定により学位論文等の審査を付託された委員会は、当該研究科所属の専攻担当教員3名で構成する審査委員会を設ける。

- 2 第3条および第3条の2第1項に定める各課程の修了の認定のために提出された学位論文等の審査のための審査委員会には、原則として、学位論文等を提出した学生の指導教授を加えるものとする。
- 3 委員会は、審査のために必要があると認めた場合、2名を限度に本学大学院教員または他の大学の大学院、研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(学位論文等の審査および最終試験)

第10条 審査委員会は、学位論文等の審査および最終試験を行う。

(審査の期間)

第11条 第3条および第3条の2第1項による者の学位論文等の審査ならびに最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

2 審査委員会は、第7条第5項の規定により博士論文が提出されたときは、その提出日から1年以内に博士論文の審査、試験および学力確認を終了するものとする。

(審査委員会の報告)

第12条 審査委員会は学位論文等の審査および最終試験の終了後、直ちに審査の要旨および最終試験の成績に学位を授与できるか否かの意見を添えて委員会に文書で報告しなければならない。前条第2項による審査等についても、同様とする。

(学位授与の審議)

第13条 委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の規定によって学位を授与できるものと議決するには委員会構成員の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科長の報告)

第14条 委員会が前条の議決をしたときは、研究科長はその結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第15条 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきものには所定の学位記を授与する。

(博士論文等の公表)

第16条 本大学院人間環境学研究科、経営・流通学研究科、経済学研究科および工学研究科は、博士の学位が授与された日から3ヵ月以内に、その学位論文の内容の要旨および審査の要旨を公表する。

2 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文を印刷の上、公表しなければならない。ただし、既に印刷公表してあるときはこの限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、本大学院人間環境学研究科、経営・流通学研究科、経済学研究科および工学研究科の承認を得て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、本大学院人間環境学研究科、経営・流通学研究科、経済学研究科および工学研究科は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4 第2項の規定により公表する場合には、当該論文の要旨に大阪産業大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位の登録)

第17条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、かつ、当該学位を授与した日から3ヵ月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(学位の名称の使用)

第18条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、大阪産業大学と付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第19条 学位を授与された者に、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、修士および博士の学位については委員会の議を得て、学位の授与を取り消し、学位記を返還さ

せる。

2 委員会において前項の議決をする場合には、第13条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第20条 学位記の様式は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 第3条の規定により授与する学位記 | 別記様式 1、別記様式 4、
別記様式 7、別記様式 8、
別記様式 11 |
| (2) 第3条の2第1項の規定により授与する学位記 | 別記様式 2、別記様式 5、
別記様式 9、別記様式 12 |
| (3) 第3条の2第2項の規定により授与する学位記 | 別記様式 3、別記様式 6、
別記様式 10、別記様式 13 |

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月19日)

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式 1

大阪産業大学学長 氏名 印	年月日	で修士（人間環境学）の学位を授与する	本学大学院人間環境学研究科人間環境学専攻の博士前期課程を修了したので	大学印 氏名 年 月 日生	本籍	学位記	人修第 号
---------------------	-----	--------------------	------------------------------------	---------------------	----	-----	-------

別記様式 2

大阪産業大学学長 氏名 印	年月日	論文題目	士（人間環境学）の学位を授与する	本学大学院人間環境学研究科人間環境学専攻の博士課程を修了したので	大学印 氏名 年 月 日生	本籍	学位記	人博第 号
---------------------	-----	------	------------------	----------------------------------	---------------------	----	-----	-------

別記様式 3

大阪産業大学学長 氏名 印	年 月 日	論文題目	境学)の学位を授与する 及び試験に合格したので博士(人間環 本学に学位論文を提出し所定の審査	大学印	本籍	人博論第	号	
						学位記		
				氏名		年	月	日生

別記様式 4

大阪産業大学学長 氏名 印	年 月 日	で修士(経営学)の学位を授与する	流通専攻の博士前期課程を修了したの 本学大学院経営・流通学研究科経営・	大学印	本籍	営修第	号	
						学位記		
				氏名		年	月	日生

別記様式 5

大阪産業大学学長 氏名 印	年 月 日	論文題目 士（経営学）の学位を授与する	本学大学院経営・流通学研究科経営・ 流通専攻の博士課程を修了したので博	大学印 氏名 年 月 日生	本籍	学位記	営博第 号
---------------------	-------------	----------------------------	--	-------------------------	----	-----	-------

別記様式 6

大阪産業大学学長 氏名 印	年 月 日	論文題目 の学位を授与する	本学に学位論文を提出し所定の審査 及び試験に合格したので博士（経営学）	大学印 氏名 年 月 日生	本籍	学位記	営博論第 号
---------------------	-------------	----------------------	--	-------------------------	----	-----	--------

別記様式7

大阪産業大学学長 氏名 印	年月日	ので修士（経済学）の学位を授与する	本学大学院経済学研究科現代経済システム専攻の博士前期課程を修了した	大学印 氏名 年月日生	本籍	学位記	済修第 号
---------------------	-----	-------------------	-----------------------------------	-------------------	----	-----	-------

別記様式8

大阪産業大学学長 氏名 印	年月日	で修士（経済学）の学位を授与する	本学大学院経済学研究科アジア地域経済専攻の博士前期課程を修了したの	大学印 氏名 年月日生	本籍	学位記	済修第 号
---------------------	-----	------------------	-----------------------------------	-------------------	----	-----	-------

別記様式9

大阪産業大学学長 氏名 印	年 月 日	論文題目 士（経済学）の学位を授与する	本学大学院経済学研究科アジア地域 経済専攻の博士課程を修了したので博 士（経済学）の学位を授与する	大学印 氏名 年 月 日生	本籍	学位記	济博第 号
---------------------	-------------	----------------------------	---	-------------------------	----	-----	-------

別記様式10

大阪産業大学学長 氏名 印	年 月 日	論文題目 の学位を授与する	本学に学位論文を提出し所定の審査 及び試験に合格したので博士（経済学） の学位を授与する	大学印 氏名 年 月 日生	本籍	学位記	济博論第 号
---------------------	-------------	----------------------	--	-------------------------	----	-----	--------

別記様式11

大阪産業大学学長 氏名 印	年月日	(工学)の学位を授与する	本学大学院工学研究科 専攻	の博士前期課程を修了したので修士	大学印	氏名 本籍	年月日生	学位記	工修第 号
---------------------	-----	--------------	------------------	------------------	-----	----------	------	-----	-------

別記様式12

大阪産業大学学長 氏名 印	年月日	論文題目	本学大学院工学研究科 専攻	の博士課程を修了したので博士(工学)	の学位を授与する	大学印	氏名 本籍	年月日生	学位記	工博第 号
---------------------	-----	------	------------------	--------------------	----------	-----	----------	------	-----	-------

工博論第 号	学位記
大学印	本籍
氏名	年月日生
本学にて学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（工学）の学位を授与する	
論文題目	
年月日	
大阪産業大学学長 氏名 印	

大阪産業大学大学院学費納入規程

制 定 昭和63年3月23日

最近改正 平成21年3月19日

(趣 旨)

第1条 大阪産業大学（以下「本大学」という。）大学院の学費の納入については、別紙に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

(学費の内訳および金額)

第2条 学費とは、入学金、授業料、教育環境充実費、審査料、科目等履修料および研究料をいう。

2 前項の金額は、別表第1および別表第2に定めるとおりとする。

(休学中の学費)

第3条 休学中の授業料、教育環境充実費は、徴収しない。ただし、学期の途中から休学する者にたいしては、その学期は全額徴収する。

(学費の納期および納入方法)

第4条 入学金は、所定の入学手続期間内に納入するものとする。

2 授業料、教育環境充実費の納入期限は、次のとおりとする。

前期 4月20日

後期 10月15日

ただし、1年次の前期の授業料、教育環境充実費は、同条第1項に準じて納入するものとする。

3 学費は、本大学所定の納入票によって前項の定める期限までに銀行に振り込むものとする。

(既納の学費)

第5条 既に納入した学費は、事情の如何を問わず返却しない。

(準用規程)

第6条 この規程に定めのない事項については、大阪産業大学学費納入規程を準用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月14日）

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月19日）

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年8月1日）

(施行期日)

この規程は、平成17年8月1日に施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年8月2日）

（施行期日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日）

（施行期日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月19日）

（施行期日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日）

（施行期日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1

1. 学 費

(1) 入学金 (単位 円)

項 目	人間環境学研究科	経営・流通学研究科	経済学研究科	工学研究科
入学金	250,000	250,000	250,000	250,000
再入学金	10,000			

注) ① 本大学の卒業生（卒業見込者および飛び級進学者を含む。）は、入学金を100,000円に減額する。

② 博士後期課程の入学金については、本大学院博士前期課程修了者（修了見込者を含む。）は免除する。

(2) 授業料 (単位 円)

項 目	人間環境学研究科	経営・流通学研究科	経済学研究科		工学研究科
			一般	サテライトコース	
年 額	570,000	570,000	570,000	380,000	640,000

(3) 教育環境充実費 (単位 円)

項 目	人間環境学研究科	経営・流通学研究科	経済学研究科	工学研究科
年 額	135,000	120,000	120,000	162,000

2年次以降の授業料・教育環境充実費については、学年進行に伴い前々年度の消費者物価指数の平均上昇率等を勘案して、スライド制を実施する。

注) 上記授業料・教育環境充実費は全学生に適用する。ただし、在学年数が2年を超える博士前期課程院生（外国人留学生授業料減免措置を受ける者を除く。）、在学年数が3年を超える博士後期課程院生（外国人留学生授業料減免措置を受ける者を除く。）の授業料・教育環境充実費は、その半額を減免する。

(4) 審査料 (単位 円)

項 目	金 額
審査料	50,000

(5) 科目等履修料および研究料 (単位 円)

項 目	金 額
科目等履修料 1科目	30,000

(単位 円)

項 目		金 額	
研究料	人間環境学研究科	6ヵ月	150,000
		1ヵ年	300,000
	経営・流通学研究科	6ヵ月	150,000
		1ヵ年	300,000
	経済学研究科	6ヵ月	150,000
		1ヵ年	300,000
	工学研究科	6ヵ月	150,000
		1ヵ年	300,000

2. 学費以外の費用

(1) 検定料 (単位 円)

項 目	金 額
入学検定料	20,000
科目等履修生検定料	15,000
研究生検定料	30,000

別表第2

外国人留学生学費

(1) 入学金

(単位 円)

項目	人間環境学研究科	経営・流通学研究科	経済学研究科	工学研究科
入学金	250,000	250,000	250,000	250,000
再入学金	10,000			

注) ① 本大学の卒業生(卒業見込者および飛び級進学者を含む。)は、入学金を100,000円に減額する。

② 博士後期課程の入学金については、本大学院博士前期課程修了者(修了見込者を含む。)は免除する。

(2) 授業料

(単位 円)

項目	人間環境学研究科	経営・流通学研究科	経済学研究科	工学研究科
年額	705,000	690,000	690,000	802,000

2年次以降の授業料については、学年進行に伴い前々年度の消費者物価指数の平均上昇率等を勘案して、スライド制を実施する。

注) 上記授業料は、全外国人留学生に適用する。ただし、在学年数が2年を超える博士前期課程留学院生(外国人留学生授業料減免措置を受ける者を除く。)、在学年数が3年を超える博士後期課程留学院生(外国人留学生授業料減免措置を受ける者を除く。)の授業料は、その半額を減免する。

(3) 審査料

別表第1と同額とする。

(4) 科目等履修料および研究料

別表第1と同額とする。

大阪産業大学大学院人間環境学研究科規程

制 定 平成17年3月19日

最近改正 平成19年3月20日

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪産業大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づいて、大阪産業大学大学院人間環境学研究科（以下「研究科」という。）における必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 学則第1条に基づき、研究科は、人間活動と地球環境の持続的な関係を追求すべく、そのための有用な人材の育成と知的貢献に資する教育研究の実践を目的とする。

(専攻主任)

第2条 専攻に主任を置く。

2 主任は、専攻担当教員（研究指導および授業を担当する資格のある教員をいう。）の中から選出する。

(博士前期課程入学者の選考)

第3条 博士前期課程入学者の選考に係る学生募集は、毎年夏季、秋季および春季の3回行うことを原則とする。ただし、海外現地入学試験は、この限りでない。

2 夏季は、6月中に実施し、当該年度の大阪産業大学卒業見込者を対象とする。

3 秋季は、当該年度の大学卒業見込者または大学を卒業した者（学則第11条第1号、第2号、第3号および第5号に該当する者を含む。以下同じ。）を対象とする。

4 春季は、3月中に実施し、次の各号の一に該当する者を対象とする。

(1) 当該年度の大学卒業見込者または大学を卒業した者（夏季および秋季に実施された選考の結果に基づき、入学が許可された者の総数が学則第7条に規定する入学定員に達しない場合に限る。）

(2) 学則第11条第4号の規定に該当する学部の3年修了見込者

(博士後期課程入学者の選考)

第4条 博士後期課程入学者の選考に係る学生募集は、毎年秋季および春季の2回行うことを原則とする。ただし、海外現地入学試験は、この限りではない。

2 秋季は、当該年度の大学院修士課程修了見込者または大学院修士課程を修了した者（学則第11条第2項第1号、第2号および第3号に該当する者を含む。）を対象とする。

3 春季は、当該年度の大学院修士課程修了見込者または大学院修士課程を修了した者（学則第11条第2項第1号、第2号および第3号に該当する者を含む。）を対象とする。

第5条 入学者の選考および合否の判定は、研究科委員会で決定する。

(授業科目)

第6条 授業科目の配当年次およびその授業時間数は、別に定める。

(履修方法)

第7条 学生は、研究指導教員が必要と認めた場合に限り、研究科委員会の承認を得て、他の研究科の授業科目を履修することができる。

2 学生は、研究指導教員が必要と認めた場合に限り、学部教授会の承認を得て、当該学部の授業科目を履修することができる。ただし、修得した単位は、課程修得単位数に充当することはできない。

(履修申請書の提出)

第8条 学生は、当該学年において開設されている授業科目のうち、履修しようとする授業科目を履修申請書に記入し、指導教授の承認を受けて研究科長に提出して許可を受けなければならない。

2 履修申請書は、毎学年当初に定められた期日までに提出するものとする。

(履修科目の試験)

第9条 履修科目の試験は、学期末の指定期間内に行う。

2 履修科目の試験の成績評価は、学則第26条の定めるところによる。ただし、「A、B、C、D」をもって示しがたいものについては、可否をもって、これに代えることができる。

3 履修許可を受けていない授業科目については、試験を受け単位を修得することができない。

(修士論文の提出)

第10条 博士前期課程修了見込者は、専攻主任が指定する期日までに修士論文を提出しなければならない。

(学位論文の審査)

第11条 学位論文の審査は、研究科委員会において行い、可否を決定する。

(最終試験)

第12条 最終試験は、提出した学位論文およびこれに関連のある授業科目について行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日)

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

大阪産業大学大学院経営・流通学研究科規程

制 定 平成11年3月19日

最近改正 平成21年3月19日

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪産業大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づいて、大阪産業大学大学院経営・流通学研究科（以下、「研究科」という。）における必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 学則第1条に基づき、研究科は、産業経済社会の変化に対応すべく、高度な問題解決能力と経営システムの構築能力を具えた創造力豊かな専門職業人・研究者の育成を目的とする。

(専攻主任)

第2条 専攻に主任を置く。

2 主任は、専攻担当教員（研究指導および授業を担当する資格のある教員をいう。）の中から選出する。

(博士前期課程入学者の選考)

第3条 博士前期課程入学者の選考に係る学生募集は、毎年秋季および春季の2回行うことを原則とする。ただし、海外現地入学試験は、この限りでない。

2 秋季は、当該年度の大学卒業見込者または大学を卒業した者（学則第11条第1号、第2号、第3号および第5号に該当する者を含む。以下同じ。）を対象とする。

3 春季は、次の各号の一に該当する者を対象とする。

(1) 当該年度の大学卒業見込者または大学を卒業した者

(2) 学則第11条第4号の規定に該当する学部3年修了見込者

(博士後期課程入学者の選考)

第4条 博士後期課程入学者の選考に係る学生募集は、毎年秋季および春季の2回行うことを原則とする。ただし、海外現地入学試験は、この限りでない。

2 秋季は、当該年度の大学院修士課程修了見込者または大学院修士課程を修了した者（学則第11条第2項第1号、第2号および第3号に該当する者を含む。）を対象とする。

3 春季は、当該年度の大学院修士課程修了見込者または大学院修士課程を修了した者（学則第11条第2項第1号、第2号および第3号に該当する者を含む。）を対象とする。

第5条 入学者の選考および合否の判定は、研究科委員会で決定する。

(授業科目)

第6条 授業科目の配当年次およびその授業時間数は、別に定める。

(履修方法)

第7条 学生は、研究指導教員が必要と認めた場合に限り、研究科委員会の承認を得て、他の専

攻の授業科目を履修することができる。

- 2 学生は、研究指導教員が必要と認めた場合に限り、学部教授会の承認を得て、当該学部の授業科目を履修することができる。ただし、修得した単位は、課程修得単位数に充当することはできない。

(履修申請書の提出)

第8条 学生は、当該学年において開設されている授業科目のうち、履修しようとする授業科目を履修申請書に記入し、指導教授の承認を受けて研究科長に提出して許可を受けなければならない。

- 2 履修申請書は、毎学年当初に定められた期日までに提出するものとする。

(履修科目の試験)

第9条 履修科目の試験は、学期末の指定期間内に行う。

- 2 履修科目の試験の成績評価は、学則第26条の定めるところによる。ただし、「A、B、C、D」をもって示しがたいものについては、合否をもって、これに代えることができる。
- 3 履修許可を受けていない授業科目については、試験を受け単位を修得することができない。

(修士論文の提出)

第10条 博士前期課程修了見込者は、専攻主任が指定する期日までに修士論文を提出しなければならない。

(学位論文の審査)

第11条 学位論文の審査は、研究科委員会において行い、合否を決定する。

(最終試験)

第12条 最終試験は、提出した学位論文およびこれに関連のある授業科目について行う。

(教育職員免許状の取得資格等)

第13条 学則第41条に定める教育職員免許状を取得しようとする者は、次の各号の資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 高等学校教諭一種免許状を取得していること
 - (2) 修士の学位を有すること
 - (3) 学則別表第1に掲げる教科専門科目（博士前期課程）を24単位以上修得していること
- 2 前項第3号の単位は、本大学院の課程修了に必要な単位と共通して計算することができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日）

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

大阪産業大学大学院経済学研究科規程

制 定 平成10年1月27日

最近改正 平成19年3月20日

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪産業大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づいて、大阪産業大学大学院経済学研究科（以下、「研究科」という。）における必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 学則第1条に基づき、研究科は、わが国と地域社会発展への貢献をはかるため、国内はもとよりアジアを中心に世界各国・地域の大学・研究機関と研究交流を深めて優位を確保し、グローバル化時代にふさわしい国際競争力を備えた影響力ある高等教育機関として、情報化・国際化・複雑化が進む現代産業社会システム解明の総合的学問・研究体系を活用し、国内と国際社会で活躍できる高度な分析力と判断力に富む専門職業人・研究者の育成を目的とする。

(専攻主任)

第2条 専攻に主任を置く。

2 主任は、専攻担当教員（研究指導および授業を担当する資格のある教員をいう。）の中から選ぶ。

(博士前期課程入学者の選考)

第3条 博士前期課程入学者の選考に係る学生募集は、毎年秋季および春季の2回行うことを原則とする。ただし、海外現地入学試験は、この限りでない。

2 秋季は、当該年度の大学卒業見込者または大学を卒業した者（学則第11条第1号、第2号、第3号および第5号に該当する者を含む。以下同じ。）を対象とする。

3 春季は、次の各号の一に該当する者を対象とする。

- (1) 当該年度の大学卒業見込者または大学を卒業した者
- (2) 学則第11条第4号の規定に該当する学部の3年修了見込者

(博士後期課程入学者の選考)

第4条 博士後期課程入学者の選考に係る学生募集は、毎年秋季および春季の2回行うことを原則とする。ただし、海外現地入学試験は、この限りでない。

2 秋季は、当該年度の大学院修士課程修了見込者または大学院修士課程を修了した者（学則第11条第2項第1号、第2号および第3号に該当する者を含む。）を対象とする。

3 春季は、当該年度の大学院修士課程修了見込者または大学院修士課程を修了した者（学則第11条第2項第1号、第2号および第3号に該当する者を含む。）を対象とする。

第5条 入学者の選考および可否の判定は、研究科委員会で決定する。

(授業科目)

第6条 授業科目の配当年次およびその授業時間数は、別に定める。

(履修方法)

第7条 学生は、専攻主任が必要と認めた場合に限り、学部教授会の承認を得て、当該学部の授業科目を履修することができる。ただし、修得した単位は、課程修得単位数に充当することはできない。

(履修申請書の提出)

第8条 学生は、当該学年において開設されている授業科目のうち、履修しようとする授業科目を履修申請書に記入し、指導教授の承認を受けて研究科長に提出して許可を受けなければならない。

2 履修申請書は、毎学年当初に定められた期日までに提出するものとする。

(履修科目の試験)

第9条 履修科目の試験は、学期末の指定期間内に行う。

2 履修科目の試験の成績評価は、学則第26条の定めるところによる。ただし、「A、B、C、D」をもって示しがたいものについては、可否をもって、これに代えることができる。

3 履修許可を受けていない授業科目については、試験を受け単位を修得することができない。

(修士論文の提出)

第10条 博士前期課程修了見込者は、専攻主任が指定する期日までに修士論文を提出しなければならない。

(学位論文の審査)

第11条 学位論文の審査は、研究科委員会において行い、可否を決定する。

(最終試験)

第12条 最終試験は、提出した学位論文およびこれに関連のある授業科目について行う。

(教育職員免許状の取得資格等)

第13条 学則第41条に定める教育職員免許状を取得しようとする者は、次の各号の資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 高等学校教諭一種免許状を取得していること
- (2) 修士の学位を有すること
- (3) 学則別表第1に掲げる教科専門科目（博士前期課程）を24単位以上修得していること

2 前項第3号の単位は、本大学院の課程修了に必要な単位と共通して計算することができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日）

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

大阪産業大学大学院工学研究科規程

制 定 昭和63年 3月23日

最近改正 平成22年 3月19日

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪産業大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づいて、大阪産業大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）における必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 学則第1条に基づき、研究科は、次のとおり、21世紀型の新たな生活・環境基盤を構築することが可能で高度な専門知識と豊かな創造性をもつ高度専門技術者・研究者の養成を目的とする。

- (1) 現代の社会情勢に即応できる十分な応用力を有し、科学技術の急速な発展を先取りできるような産業技術者を育成する。
- (2) 実践的な教育環境の中で様々な分野に於ける次世代の産業技術を担える人材を育成する。
- (3) 異なる文化・価値観が融合する環境の中で、国際的なコミュニケーションができる能力を涵養する。
- (4) グローバルな視点から、強い探究心を持って多面的に物事を捉え、目標に向かって前進する人材を育成する。
- (5) 社会的倫理観を基にし、常に地球環境を念頭においた新技術を開拓できる人材を育成する。

(専攻主任)

第2条 各専攻に主任を置く。

2 主任は、各専攻の専攻担当教員（当該専攻において、研究指導および授業を担当する資格のある教員をいう。）の中から選ぶ。

(博士前期課程入学者の選考)

第3条 博士前期課程入学者の選考に係る学生募集は、毎年夏季、秋季および春季の3回行うことを原則とする。

2 夏季は、6月中に実施し、当該年度の大阪産業大学卒業見込者の中から、学科主任が推薦した学生を対象とする。

3 秋季は、9月中に実施し、当該年度の大学卒業見込者または大学を卒業した者（学則第11条第1号、第2号、第3号および第5号に該当する者を含む。以下同じ。）を対象とする。

4 春季は、3月中に実施し、次の各号の一に該当する者を対象とする。

- (1) 当該年度の大学卒業見込者または大学を卒業した者（夏季および秋季に実施された選考の結果に基づき、入学が許可された者の総数が学則第7条に規定する入学定員に達しない専攻への入学を希望する者に限る。）
- (2) 学則第11条第4号の規定に該当する学部3年修了見込者

(博士後期課程入学者の選考)

第4条 博士後期課程入学者の選考に係る学生募集は、毎年秋季および春季の2回行うことを原則とする。

2 秋季は、9月中に実施し、当該年度の大学院修士課程修了見込者または大学院修士課程を修了した者(学則第11条第2項第1号、第2号および第3号に該当する者を含む。)を対象とする。

3 春季は、3月中に実施し、当該年度の大学院修士課程修了見込者または大学院修士課程を修了した者(学則第11条第2項第1号、第2号および第3号に該当する者を含む。)を対象とする。

第5条 入学志願者の専攻志望は、第一志望のみとする。

第6条 入学者の選考は、各専攻ごとに行い、可否の判定は、研究科委員会で決定する。

(授業科目)

第7条 授業科目の配当年次およびその授業時間数は、研究科委員会の議を経て、別に定める。

(履修方法)

第8条 学生は、所属する専攻の主任が必要と認めた場合に限り、研究科委員会の承認を得て、他の専攻の授業科目を履修することができる。

2 学生は、所属する専攻の主任が必要と認めた場合に限り、学部教授会の承認を得て、当該学部の授業科目を履修することができる。ただし、修得した単位は、課程修得単位数に充当することはできない。

(履修申請書の提出)

第9条 学生は、当該学年において開設されている授業科目のうち、履修しようとする授業科目を履修申請書に記入し、指導教授の承認を受けて研究科長に提出して許可を受けなければならない。ただし、アントレプレナー専攻は、この限りでない。

2 履修申請書は、毎学年当初に定められた期日までに提出するものとする。

(履修科目の試験)

第10条 履修科目の試験は、学期末の指定期間内に行う。

2 履修科目の試験の成績評価は、学則第26条の定めるところによる。ただし、「A、B、C、D」をもって示しがたいものについては、可否をもって、これに代えることができる。

3 前条第1項に規定する履修許可を受けていない授業科目については、試験を受け単位を修得することができない。

(修士論文または修士作品の提出)

第11条 博士前期課程修了見込者は、当該専攻主任が指定する期日までに修士論文、課題研究成果または修士作品(以下「学位論文等」という。)を提出しなければならない。

(学位論文等の審査)

第12条 修士の学位論文等の審査は、当該専攻で行い、専攻主任はその結果を研究科長に報告し、研究科委員会において、可否を決定する。

2 博士の学位論文等の審査の方法および手続きについては、別に定める。

(教育職員免許状の取得資格等)

第13条 学則第41条に定める教育職員免許状を取得しようとする者は、次の各号の資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 高等学校教諭一種免許状を取得していること。
 - (2) 修士の学位を有すること。
 - (3) 学則別表第1に掲げる教科専門科目(博士前期課程)を24単位以上修得していること。ただし、アントレプレナー専攻は、別に定める教科専門科目を24単位以上修得していることとする。
- 2 前項第3号の単位は、本大学院の課程修了に必要な単位と共通して計算することができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月19日)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

諸 規 程

大阪産業大学大学院人間環境学研究科 委員会規程

(準 拠)

第1条 大阪産業大学(以下「本大学」という。)大学院学則第46条に則り、人間環境学研究科委員会(以下「委員会」という。)については、本大学大学院学則によるほか、この規程に定めるところによる。

(組 織)

第2条 委員会は、人間環境学研究科担当教員(以下「教員」という。)をもって構成する。

2 人間環境学研究科長(以下「研究科長」という。)は、委員会の議長となる。

(招 集)

第3条 委員会は、研究科長が必要と認めるとき、または構成員の3分の1以上の請求があったとき、研究科長がこれを招集する。

(成 立)

第4条 委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 休職、出張および長期欠席などのため、引続き2ヵ月以上委員会に出席できない場合は、前項の構成員の定数から除くものとする。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則に関すること。
- (2) 諸規程の制定および改廃に関すること。
- (3) 教員の人事に関すること。
- (4) 授業科目および研究指導の担当に関すること。
- (5) 学生の入学、復学、休学、除籍、退学、留学および修了ならびに賞罰に関すること。
- (6) 学位の授与に関すること。
- (7) その他重要な事項

(議 決)

第6条 委員会の議決は、出席者の2分の1以上の同意を必要とする。ただし、教員の人事および学位の授与に関しては、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(議事録)

第7条 委員会は、議事録を作成し、研究科長および専攻主任が署名捺印しなければならない。

2 議事録は、研究科長が保管するものとする。(担当部署)

第8条 この委員会に関する事務は、議事録の作成を含め、人間環境学研究科事務室が行う。

大阪産業大学大学院経営・流通学研究科 委員会規程

(準 拠)

第1条 大阪産業大学(以下「本大学」という。)大学院学則第46条に則り、経営・流通学研究科委員会(以下「委員会」という。)については、本大学大学院学則によるほか、この規程に定めるところによる。

(組 織)

第2条 委員会は、経営・流通学研究科担当教員(以下「教員」という。)をもって構成する。

2 経営・流通学研究科長(以下「研究科長」という。)は、委員会の議長となる。

(招 集)

第3条 委員会は、研究科長が必要と認めるとき、または構成員の3分の1以上の請求があったとき、研究科長がこれを招集する。

(成 立)

第4条 委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 休職、出張および長期欠席などのため、引続き2ヵ月以上委員会に出席できない場合は、

前項の構成員の定数から除くものとする。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則に関する事。
- (2) 諸規程の制定および改廃に関する事。
- (3) 教員の人事に関する事。
- (4) 授業科目および研究指導の担当に関する事。
- (5) 学生の入学、復学、休学、除籍、退学、留学および修了ならびに賞罰に関する事。
- (6) 学位の授与に関する事。
- (7) その他重要な事項。

(議決)

第6条 委員会の議決は、出席者の2分の1以上の同意を必要とする。ただし、教員の人事および学位の授与に関しては、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(議事録)

第7条 委員会は、議事録を作成し、研究科長および専攻主任が署名捺印しなければならない。

2 議事録は、研究科長が保管するものとする。
(担当部署)

第8条 この委員会に関する事務は、議事録の作成を含め、経営・流通学研究科事務室が行う。

大阪産業大学大学院経済学研究科委員会規程

(準拠)

第1条 大阪産業大学(以下「本大学」という。)大学院学則第46条に則り、経済学研究科委員会(以下「委員会」という。)については、本大学大学院学則によるほか、この規程に定めるところによる。

(組織)

第2条 委員会は、経済学研究科担当教員(以下「教員」という。)をもって構成する。

2 経済学研究科長は、委員会の議長となる。

(招集)

第3条 委員会は、経済学研究科長が必要と認めたととき、または構成員の3分の1以上の請求があったとき、経済学研究科長がこれを招集する。

(成立)

第4条 委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 休職、出張および長期欠席などのため、引き続き2ヵ月以上委員会に出席できない場合は、前項の構成員数に加えない。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則に関する事
- (2) 諸規程の制定および改廃に関する事
- (3) 教員の人事に関する事
- (4) 授業科目および研究指導の担当に関する事
- (5) 学生の入学、復学、休学、除籍、退学、留学および修了ならびに賞罰に関する事
- (6) 学位の授与に関する事
- (7) その他重要な事項

(議決)

第6条 委員会の議決は、出席者の2分の1以上の同意による。ただし、教員の人事および学位の授与に関しては、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

大阪産業大学大学院工学研究科委員会規程

(準拠)

第1条 大阪産業大学大学院学則(以下「学

則」という。)第46条に基づき、工学研究科委員会(以下「委員会」という。)については、学則によるほか、この規程の定めるところによる。

(組 織)

第2条 委員会は、工学研究科担当教員(以下「教員」という。)をもって構成する。

2 工学研究科長は、委員会の議長となる。

(招 集)

第3条 委員会は、工学研究科長が必要と認めるとき、または構成員の3分の1以上の請求があったとき、工学研究科長がこれを招集する。

(成 立)

第4条 委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 休職、出張および長期欠席などのため引き続き2ヵ月以上委員会に出席できない場合は、前項の構成員数に含めない。

3 教員の人事に関する投票を実施する場合は、委員会構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、工学研究科に関連する、次の事項を審議する。

- (1) 学則に関すること。
- (2) 諸規程の制定および改廃に関すること。
- (3) 教員の人事に関すること。
- (4) 授業科目および研究指導の担当に関すること。
- (5) 学生の入学、復学、休学、除籍、留学および修了ならびに賞罰に関すること。
- (6) 学位の授与に関すること。
- (7) その他重要な事項。

(決 議)

第6条 委員会の議決は、出席者の2分の1以

上の賛成による。ただし、教員の人事および学位の授与に関しては、出席者の3分の2以上とする。

第7条 この規程の改正は、工学研究科構成員の3分の2以上の賛成を得たうえ、協議会の議を経て行うものとする。

大阪産業大学大学院経営・流通学研究科「博士(経営学)〔課程博士〕論文の審査方法および手続き」に関する内規

(論文提出の資格)

第1条 大阪産業大学大学院学位規程第7条第1項により博士(経営学)論文を提出しようとする者は、研究指導委員会の推薦を得なければならない。

(研究指導委員会)

第2条 研究指導委員会は、博士後期課程に入学した者の研究指導を行うために、経営・流通学研究科(博士後期課程)委員会構成員の中から選出された責任指導教員1名、指導教員2名によって構成される。

(研究指導委員会の推薦)

第3条 研究指導委員会は、以下の条件を満たし、かつ、人格・学識ともに優れていると判断した者に対して、博士論文提出の推薦を行うことができる。

- (1) 学力試験に合格すること
- (2) 学術論文1編の公表(受理証明書も可)、並びに学会報告又はそれに準ずる研究会での発表1回を満たすこと
- (3) 博士論文の内容について公聴会等、公開の場で報告すること
- (4) 博士論文提出の推薦を行う際は、事前に業績リストなどを経営・流通学研究科(博士後期課程)委員会に文書で提出し、承認

を得ること

(学力試験)

- 第4条 学力試験については、経営・流通学研究科（博士後期課程）委員会が、専門科目2科目と外国語科目1科目を実施する。
- 2 専門科目については、事前にテキストを指示する。
- 3 外国語科目については、英語、ドイツ語、フランス語、中国語および朝鮮語の中から、母語を除いた1科目を選択しなければならない。ただし、上記5か国語を母語としない外国人留学生の外国語能力は、上記5か国語のいずれかで作成された専門試験2科目の解答によって評価することができる。また、日本国際教育協会の実施する日本語能力試験1級と同等以上の学力をもってこれに代えることができる。
- 4 学力試験は、博士論文提出予定者を対象に、毎年2回、適切な時期に実施する。

大阪産業大学大学院経営・流通学研究科「博士（経営学）〔論文博士〕学位論文の審査方法および手続き」に関する内規

(論文の受理)

- 第1条 大阪産業大学大学院学位規程第7条第5項により博士（経営学）論文の提出があった場合、博士論文の受理については、経営・流通学研究科（博士後期課程）委員会の議決を必要とする。この場合において、研究科（博士後期課程）委員会の中から3名の委員を選定してその意見を徴することができる。

(試験および学力確認)

- 第2条 大阪産業大学大学院学位規程第11条第2項による、試験および学力確認については、

『大阪産業大学大学院経営・流通学研究科「博士（経営学）〔課程博士〕論文の審査方法および手続き」に関する内規』第4条を準用する。

- 2 前項に規定する試験は、研究科（博士後期課程）委員会の議を経て、他の方法をもってこれに代えることができる。

大阪産業大学大学院経済学研究科「博士（経済学）〔課程博士〕論文の審査方法および手続き」に関する内規

(論文提出の資格)

- 第1条 大阪産業大学大学院学位規程第7条第1項により博士（経済学）論文を提出しようとする者は、研究指導委員会の推薦を得なければならない。

(研究指導委員会)

- 第2条 研究指導委員会は、博士後期課程に入学した者の研究指導を行うために、経済学研究科（博士後期課程）委員会構成員の中から選出された責任指導教員1名、指導教員2名によって構成される。

(研究指導委員会の推薦)

- 第3条 研究指導委員会は、以下の条件を満たし、かつ、人格・学識ともに優れていると判断した者に対して、博士論文提出の推薦を行うことができる。

- (1) 学力試験に合格すること
- (2) 学術論文2編の公表（受理証明書も可）、並びに学会報告又はそれに準ずる研究会での発表1回を満たすこと
- (3) 博士論文の内容について公聴会等、公開の場で報告すること
- (4) 博士論文提出の推薦を行う際は、事前に業績リストなどを経済学研究科（博士後期課程）委員会に文書で提出し、承認を得る

こと

(学力試験)

- 第4条 学力試験については、経済学研究科(博士後期課程)委員会が、専門科目2科目と外国語科目1科目を実施する。
- 2 専門科目については、事前にテキストを指示する。
- 3 外国語科目については、英語、ドイツ語、フランス語、中国語および朝鮮語の中から、母語を除いた1科目を選択しなければならない。ただし、上記5か国語を母語としない外国人留学生の外国語能力は、上記5か国語のいずれかで作成された専門試験2科目の解答によって評価することができる。また、日本国際教育協会の実施する日本語能力試験1級と同等以上の学力をもってこれに代えることができる。
- 4 学力試験は、博士論文提出予定者を対象に、毎年秋の適切な時期に実施する。

大阪産業大学大学院経済学研究科「博士(経済学)〔論文博士〕学位論文の審査方法および手続き」に関する内規

(論文の受理)

- 第1条 大阪産業大学大学院学位規程第7条第5項により博士(経済学)論文の提出があった場合、博士論文の受理については、経済学研究科(博士後期課程)委員会の議決を必要とする。この場合において、研究科(博士後期課程)委員会の中から3名の委員を選定してその意見を徴することができる。

(試験および学力確認)

- 第2条 大阪産業大学大学院学位規程第11条第2項による、試験および学力確認については、『大阪産業大学大学院経済学研究科「博士(経

済学)〔課程博士〕論文の審査方法および手続き」に関する内規』第4条を準用する。

- 2 前項に規定する試験は、研究科(博士後期課程)委員会の議を経て、他の方法をもってこれに代えることができる。

大学院工学研究科博士後期課程学位論文の審査の方法および手続きに関する内規

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この内規は、大阪産業大学大学院学位規程(以下「学位規程」という。)第7条第8項および大阪産業大学大学院工学研究科規程第12条第2項の規定に基づき、大阪産業大学大学院工学研究科博士後期課程における学位論文の審査の方法および手続きに関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この内規において「課程博士」とは、学位規程第3条の2第1項の規定に基づき授与される博士の学位をいい、「論文博士」とは、学位規程第3条の2第2項の規定に基づき授与される博士の学位をいう。

(予備審査)

- 第3条 博士の学位を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、学位規程第7条に規定する博士論文の提出に先立ち、予備審査を受けなければならない。

第2章 課程博士

(学位申請に係る資格要件)

- 第4条 課程博士の申請者は、次の各号の要件を充たした者でなければならない。

- (1) 人格および学識ともに優れていること

- (2) 2編以上の論文が、広く認められている学術誌等に掲載されていること、あるいは掲載することが決定済みであること
- 2 前項の第2号に定める論文は、原則として本人が単独または第一著者であるものとする。
(予備審査の申請)

第5条 前条の要件を充たした者は、指導を受けている教員（以下「指導教員」という。）の承認を得て、予備審査を申請することができる。

- 2 予備審査の申請に必要な書類等は、次の各号に掲げるものとし、これを申請者が所属する専攻の専攻主任に提出するものとする。

- (1) 博士学位論文の予備審査願(様式1-1) 1部
- (2) 論文目録(様式2) 1部
- (3) 学位論文の草稿 3部
- (4) 論文内容の要旨の草稿(2,500字～4,000字以内) 3部
- (5) その他参考論文等 1式
(予備審査委員会)

第6条 専攻主任は、前条の申請を受理したときは、予備審査委員会を設置し、これを予備審査委員会設置報告書(様式3-1)により工学研究科長(以下「研究科長」という。)に報告しなければならない。

- 2 予備審査委員会は、専攻の構成員による議を経て、申請者ごとに所属する専攻担当教員の内から主審査委員1名および副審査委員2名を選出しこれを構成するものとする。
- 3 前項に定める主審査委員は原則として、申請者の指導教員をもって充てるものとする。
- 4 予備審査委員会は、当該分野の実状を考慮して審査するものとする。
- 5 予備審査委員会は、申請が受理された日から原則として1ヵ月以内に学位審査出願に

値するか否かを判定し、予備審査結果報告書(様式4-1)により専攻主任経由で研究科長に報告をしなければならない。また、学位論文の審査に値するとする報告を行う場合には、学位規程第9条に定める審査委員会の委員候補者を同時に推薦するものとする。
(予備審査後の手続き)

第7条 研究科長は、予備審査の結果を工学研究科委員会(後期課程)(以下「研究科委員会」という。)に報告しなければならない。

第8条 予備審査の結果、審査の申請を認められた者は、直近の審査時期に審査の申請を行うものとする。
(審査の申請)

第9条 審査の申請に必要な書類等は、次の各号に掲げるものとし、これを申請者が所属する専攻主任経由で研究科長に提出するものとする。

- (1) 博士学位論文の審査願(様式5-1) 1部
- (2) 論文目録(様式2) 6部
- (3) 学位論文 6部
- (4) 論文内容の要旨(様式12) 6部
- (5) 同意承諾書(様式6) 6部
- (6) 履歴書(様式13) 4部
- (7) その他参考論文等 1式
(審査の付託)

第10条 研究科長は、審査の申請を受理したときは、これを研究科委員会に付託しなければならない。

2 前項により付託を受けた研究科委員会は、審査委員会を設置しなければならない。
(審査委員会)

第11条 審査委員会は、申請者の予備審査を行った予備審査委員会の推薦に基づき、研究科委員会の議を経て、申請者ごとに工学研究

科（以下「研究科」という。）に所属する専攻担当教員の内から主審査委員1名および副審査委員2名を選出しこれを構成するものとする。

- 2 前項に定める主審査委員は、原則として申請者の指導教員をもって充てるものとする。
(学位論文公聴会)

第12条 審査委員会は、論文審査の一環として、学位論文公聴会（以下「公聴会」という。）を開催しなければならない。

- 2 審査委員会は、公聴会の開催日程等を原則として開催日の2週間前までに申請者に通知するとともに、学位論文公聴会開催報告書（様式7）により研究科長に報告し、各専攻および関係学科等に学位論文公聴会開催通知書（様式8）をもって公示するものとする。
(学位論文等の閲覧)

第13条 審査委員会は、審査委員会設置後直ちに、学位論文等の閲覧を希望する本学内の者に対して、これができるように措置しなければならない。

- 2 前項の閲覧期間は公聴会終了までの間とする。
- 3 学位論文等の内容等に関して意見がある場合は、公聴会終了までの間に主審査委員に直接意見を申し出ることができる。
(学位論文の審査および最終試験の実施)

第14条 審査委員会は、学位論文の審査および最終試験を実施しなければならない。

- 2 審査委員会は、最終試験の実施に関し必要な事項を申請者に通知するものとする。
- 3 最終試験は、論文の内容を中心として、これに関連のある科目について口答試問または筆答試問により行うものとする。さらに、英語についても審査を行うものとする。
- 4 前項に定める口答試問を行う場合には、前

二条に定める公聴会における質疑応答をもってこれに代えることができる。

(学位論文および最終試験の審査)

第15条 審査委員会は、論文審査および最終試験の結果を審議し、学位授与に値するか否かを判定しなければならない。

(審査結果の報告)

第16条 審査委員会は、審査を付託された日から原則として1ヵ月以内に審査結果を次の各号に掲げる書類に記載し、研究科委員会に報告しなければならない。

- (1) 博士学位論文審査および最終試験結果報告書（様式9-1（課程博士））
- (2) 論文内容の要旨（2,500字～4,000字以内）
(様式10-1)
- (3) 論文審査結果の要旨および最終試験の結果（800字程度）（様式10-2）
(学位授与の決定)

第17条 研究科長は、研究科委員会を開催し、前条の報告に基づき学位授与の可否を議決しなければならない。

- 2 前項の研究科委員会の審議および議決は、構成員の3分の2以上の出席を要し、かつ、出席者の3分の2以上で決定するものとする。
(学位授与に係る報告)

第18条 研究科長は、前条の決定があったときは、その結果について博士学位授与の資格審査結果報告書（様式11）により学長に報告しなければならない。

第3章 論文博士

(学位申請に係る資格要件)

第19条 論文博士の申請者は、次の各号の要件を充たした者でなければならない。

- (1) 人格および学識ともに優れていること
- (2) 広く認められている学術誌等に、論文5

編以上が掲載されていること、あるいは掲載することが決定済みであること

- (3) 前号の論文のうち2編以上は、原則として本人が単独または第一著者であること
- 2 前項の2号に定める必要論文数を、当該分野の実状を考慮し5編以上を3編以上とすることができる。
- 3 前二項の2号および3号の要件を充たさない場合には、それと同等と認められる研究業績を必要とする。

(予備審査の申請)

第20条 前条の要件を充たした者は、論文内容に係る分野の専攻担当教員(以下「担当教員」という。)の推薦を得て、予備審査を申請することができる。

2 予備審査の申請に必要な書類等は、次の各号に掲げるものとし、これを担当教員が所属する専攻の専攻主任に提出するものとする。

- (1) 博士学位論文の予備審査願(様式1-2) 1部
- (2) 論文目録(様式2) 1部
- (3) 学位論文の草稿 3部
- (4) 論文内容の要旨の草稿(2,500字~4,000字以内) 3部
- (5) その他参考論文等 1式

(予備審査委員会)

第21条 専攻主任は、前条の申請を受理したときは、予備審査委員会を設置し、これを予備審査委員会設置報告書(様式3-2)により研究科長に報告しなければならない。

2 予備審査委員会は、専攻の構成員による議を経て、申請者ごとに所属する専攻担当教員の内から主審査委員1名および副審査委員2名を選出しこれを構成するものとする。

3 前項に定める主審査委員は、原則として申請者の担当教員をもって充てるものとする。

4 予備審査委員会は、当該分野の実状を考慮して審査するものとする。

5 予備審査委員会は、申請が受理された日から原則として1ヵ月以内に学位審査出願に値するか否かを判定し、予備審査結果報告書(様式4-2)により専攻主任経由で研究科長に報告をしなければならない。また、学位論文の審査に値するとする報告を行う場合には、学位規程第9条に定める審査委員会の委員候補者を同時に推薦するものとする。

(予備審査後の手続き)

第22条 研究科長は、予備審査の結果を研究科委員会に報告しなければならない。

第23条 予備審査の結果、審査の申請を認められた者は、直近の審査時期に審査の申請を行うものとする。

(審査の申請)

第24条 審査の申請に必要な書類等は、次の各号に掲げるものとし、これを担当教員が所属する専攻主任経由で研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願(様式5-2) 1部
- (2) 学位申請書(様式5-3) 1部
- (3) 論文目録(様式2) 6部
- (4) 学位論文 6部
- (5) 論文内容の要旨(様式12) 6部
- (6) 同意承諾書(様式6) 6部
- (7) 履歴書(様式13) 4部
- (8) その他参考論文等 1式

(審査の付託)

第25条 研究科長は、審査の申請を受理したときは、これを研究科委員会に付託しなければならない。

2 前項により付託を受けた研究科委員会は、審査委員会を設置しなければならない。

(審査委員会)

第26条 審査委員会は、申請者の予備審査を行った予備審査委員会の推薦に基づき、研究科委員会の議を経て、申請者ごとに研究科に所属する専攻担当教員の内から主審査委員1名および副審査委員2名を選出しこれを構成するものとする。

2 前項に定める主審査委員は、原則として申請者の担当教員をもって充てるものとする。
(学位論文公聴会)

第27条 審査委員会は、論文審査の一環として、公聴会を開催しなければならない。

2 審査委員会は、公聴会の開催日程等を原則として、開催日の2週間前までに申請者に通知するとともに、学位論文公聴会開催報告書(様式7)により研究科長に報告し、各専攻および関係学科等に学位論文公聴会開催通知書(様式8)をもって公示するものとする。
(学位論文等の閲覧)

第28条 審査委員会は、審査委員会設置後直ちに、学位論文等の閲覧を希望する本学内の者に対して、これができるように措置しなければならない。

2 前項の閲覧期間は公聴会終了までの間とする。

3 学位論文等の内容等に関して意見がある場合は、公聴会終了までの間に主審査委員に直接意見を申し出ることができる。

(学位論文の審査、最終試験および学力確認の実施)

第29条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験および学力確認を実施しなければならない。

2 審査委員会は、最終試験および学力確認の実施に関し必要な事項を申請者に通知するものとする。

3 最終試験は、論文の内容を中心として、こ

れに関連のある科目について口答試問または筆答試問により行うものとする。

4 前項に定める口答試問を行う場合には、前二条に定める公聴会における質疑応答をもってこれに代えることができる。さらに、英語についても審査を行うものとする。

5 学力確認は、前二項の最終試験と同時にこれを兼ねて実施することができる。

(学位論文、最終試験および学力確認の審査)

第30条 審査委員会は、論文審査、最終試験および学力確認の結果を審議し、学位授与に値するか否かを判定しなければならない。

(審査結果の報告)

第31条 審査委員会は、審査を付託された日から原則として1ヵ月以内に審査結果を次の各号に掲げる書類に記載し、研究科委員会に報告しなければならない。

(1) 博士学位論文審査、最終試験および学力確認結果報告書(様式9-2(論文博士))

(2) 論文内容の要旨(2,500字~4,000字以内)
(様式10-1)

(3) 論文審査結果の要旨および最終試験の結果(800字程度)(様式10-2)

(4) 学力確認報告書(様式10-3)

(学位授与の決定)

第32条 研究科長は、研究科委員会を開催し、前条の報告に基づき学位授与の可否を議決しなければならない。

2 前項の研究科委員会の審議および議決は、構成員の3分の2以上の出席を要し、かつ、出席者の3分の2以上で決定するものとする。
(学位授与に係る報告)

第33条 研究科長は、前条の決定があったときは、その結果について博士学位授与の資格審査結果報告書(様式11)により学長に報告しなければならない。

大阪産業大学大学院奨学生規程

(目 的)

第1条 この規程は、大阪産業大学大学院（以下「大学院」という。）に在籍する優秀な学生に対して、奨学金を貸与することによって学問研究を助成し、将来社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における奨学金を、大阪産業大学大学院奨学金（以下「奨学金」という。）といい、奨学金を与えられる学生を大阪産業大学大学院奨学生（以下「奨学生」という。）という。

(資 格)

第3条 奨学金は、大学院の学生で人物および学業成績に優れ、かつ、修学上経済的援助が必要であると認められる者（外国人留学生を除く。）に貸与される。

(貸 与)

第4条 奨学金の額は、修士課程および博士前期課程にあつては年間授業料等の半額相当額、博士後期課程にあつては年間授業料等の半額または全額相当額を貸与する。

(期 間)

第5条 特別奨学金および一般奨学金の交付は、修士課程および博士前期課程にあつては修業年限の2年を、博士後期課程にあつては修業年限の3年を交付期間とする。ただし、第14条に定める事実が生じた場合は、この限りではない。

2 前項の定めにかかわらず、各課程の修業年限の途中で奨学金を必要とする学生がある場合は、残りの年限について対応できるものとする。

(制 限)

第6条 日本学生支援機構を含む学外諸団体の奨学生は、奨学金を申請することはできない。

(募 集)

第7条 奨学生は、毎年度4月に募集する。

2 募集の人数は、毎年学長が決める。

(申 請)

第8条 一般奨学金の貸与を受けようとする者は、指定の期日までに、次の各号の書類を学生生活課に提出しなければならない。

- (1) 一般奨学金貸与申請書
- (2) 前年度までの成績証明書
- (3) 学資の支弁者の所得に関する証明書
- (4) 家計報告書

(選 考)

第9条 奨学生は、大学院奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）が選考し、学長が決定する。

(構成・運営)

第10条 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 学生部長
 - (2) 人間環境学研究科より選出された教員1名
 - (3) 経営・流通学研究科より選出の教員1名
 - (4) 経済学研究科より選出の教員1名
 - (5) 工学研究科前期課程より選出の教員1名
 - (6) 工学研究科後期課程より選出の教員1名
 - (7) 事務部長
 - (8) 学生部次長
 - (9) 学生生活課長
- 2 委員長は、学生部長をもって充て、委員会を招集する。
- 3 議長は、委員長とする。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって開き、出席者の過半数によって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(決定通知)

第11条 学長は、奨学生を決定したときは、直ちに文書をもって本人に通知する。

(手続)

第12条 奨学生決定の通知を受けた者は、通知を受けた日から10日以内に、誓約書を学生生活課に提出しなければならない。

(貸与の方法)

第13条 奨学金の貸与は、銀行振込にて行う。

(停止および廃止)

第14条 奨学生が休学になったときは、学長は委員会の議を経て奨学金貸与を停止することができる。

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は委員会の議を経て奨学金の貸与を廃止することができる。

(1) 学則第40条により停学の処分を受けたとき

(2) 奨学金申請書に虚偽の記入をしたことが判明したとき

(3) 学籍を失ったとき

(4) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき

(停止および廃止の通知)

第15条 奨学金の貸与を停止または廃止したときは本人と連帯保証人にその旨を通知する。

(返還方法)

第16条 奨学金の貸与を受けた者は、貸与された全額を大学院修業年限終了または廃止された月の翌月から起算して6ヵ月を経過した後、10年以内に返還しなければならない。

2 返還は元金均等割りとし、原則として毎月本人が指定する口座より自動引き落としで返

還する。ただし、年払い返還を希望するものは、学長の許可を得て毎年12月に1ヵ年分を大学の指定する口座への振込みにより返還することができる。

3 大阪産業大学に返還する奨学金および育英金の返還月額合計が15,000円を超える場合には、本人の申出により返還期間を返還月額15,000円に相当する月数に延長することができる。

4 返還期間は、本人の申出により短縮または繰上返還することができる。

5 奨学金は、無利息とする。

6 返還金額等は、本人または連帯保証人に、毎年通知する。

7 奨学生であった者が、正当な理由なくしての奨学金返還を怠ったときは、年8分の延滞利息を徴収するものとする。連帯保証人は、学長の請求に基づき、その指定する日までに返済未済額の全部を返還しなければならない。(免除と猶予)

第17条 前条の規定にかかわらず、一般奨学金および緊急奨学金の貸与をうけた者が、死亡または著しい障害の状態その他の重大な理由により、一般奨学金または緊急奨学金の返還が困難となった場合は、本人または連帯保証人の願出により、学長は委員会の議を経てその返還を全部または一部について、免除もしくは猶予することができる。

2 卒業後さらに日本学生支援機構の指定する大学等に在学する場合は、本人の願出によりその大学等の卒業もしくは修了まで返還を猶予することができる。

(借用証書の提出)

第18条 奨学生は、貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人2名が連署した大学院奨学金借用証書および印鑑登録証明書、学

長に提出しなければならない。

- 2 前項の連帯保証人2名のうち1名は保護者、他の1名は独立の生計を営む者であって、いつでも本人と連絡できる者でなければならない。

(届出義務)

第19条 奨学生は、大学院修業年限終了後の連絡先を、書面をもって学生生活課に届け出なければならない。

- 2 奨学生は、本人または連帯保証人の氏名または住所が変更された場合は、直ちにその旨を学生生活課に届け出なければならない。

- 3 すでに届け出た連帯保証人を変更する場合は、「連帯保証人変更願」を学長に提出し、許可を受けるものとする。

(所 管)

第20条 奨学金に関する事務は、学生生活課とする。

(改 正)

第21条 この規程の改正は、研究科委員会の議を経るものとする。

大阪産業大学応急育英金規程

(目 的)

第1条 この規程は、大阪産業大学（大学院および短期大学部を含む。以下「本学」という。）に在学する学生または家計支持者が被災したとき、もしくは家計支持者の死亡あるいは疾病等により、経済的に修学困難になった学生に育英金の貸与を行い、勉学継続の援助をすることを目的とする。ただし、留学生は除く。

(定 義)

第2条 この規程による育英金を、大阪産業大学応急育英金（以下「育英金」という。）といい、育英金を貸与される学生を大阪産業大学応急

育英生（以下「育英生」という。）という。

(貸 与)

第3条 貸与額は、年間授業料等の半額相当額以内とする。

- 2 貸与額は、申告制とする。

(申 請)

第4条 申請は、随時受け付けるものとする。ただし、被災発生日または家計支持者の死亡もしくは疾病等の発生時から6ヵ月以内とする。

- 2 育英金の貸与を受けようとする者は、学生生活課または短期大学部事務室に申請しなければならない。

- 3 被災については、次の各号の書類を提出しなければならない。

(1) 応急育英金貸与申請書

(2) 応急育英金申請に係わる状況報告

(3) 被災証明書等の公的な証明書のある者はその写

(4) 家計支持者の所得の証明書

- 4 家計支持者の死亡または疾病等については、次の各号の書類を提出しなければならない。

(1) 応急育英金貸与申請書

(2) 応急育英金申請に係わる状況報告

(3) 死亡診断書または疾病等を証する証明書

(4) 家計支持者の所得の証明書

(選考と決定)

第5条 選考は学生部長が行い、貸与額とともに学長が決定する。

(決定通知)

第6条 学長は育英生が決定されたときは、直ちに本人に文書をもって通知する。

(手 続)

第7条 育英生として貸与が決定された学生は、通知を受けた日から10日以内に次の各号の書類を学生生活課または短期大学部事務室に提

出しなければならない。

- (1) 誓約書
 - (2) 応急育英金受領書
 - (3) 応急育英金借用証書（収入印紙貼付）
 - (4) 印鑑登録証明書（連帯保証人）
- （貸与方法）

第8条 育英金の貸与は、銀行振込にて行う。

（返還方法）

第9条 育英金の貸与を受けた者は、貸与された総額を卒業した月の翌月から起算して6ヵ月を経過した後、10年以内に返還しなければならない。

- 2 育英金の貸与を受けた者が除籍または退学になった場合は、すみやかに総額を返還しなければならない。ただし、経済事情等により、一括返還が困難な場合は、学長の許可により卒業者と同様の返還をすることができる。
- 3 返還は元金均等割とし、原則として毎月本人が指定する口座より自動引き落して返還する。ただし、年払い返還を希望する者は、学長の許可を得て毎年12月に1ヵ年分を大学の指定する口座への振込みにより返還することができる。
- 4 大阪産業大学に返還する育英金および奨学金の返還月額合計が15,000円を超える場合には、本人の申出により返還期間を返還月額15,000円に相当する月数に延長することができる。
- 5 本人の都合により、返還期間を短縮または返還時期を繰り上げることができる。
- 6 育英金は、無利息とする。
- 7 返還金額等は、本人または連帯保証人に毎年通知する。
- 8 育英生であった者が、正当な理由なくして育英金の返還を怠ったときは、年8分の延滞利息を徴収するものとする。連帯保証人は、

学長の請求に基づき、その指定する日までに返済未済額の全部を返還しなければならない。（免除と猶予）

第10条 前条の規定にかかわらず、育英金の貸与を受けた者が死亡または疾病等の状態その他の重大な理由により、育英金の返還が困難となった場合は、本人または連帯保証人の願出により、その返還の全額もしくは一部について、免除もしくは猶予することができる。

2 卒業後さらに日本学生支援機構の指定する大学等に在学する場合は、本人の願出によりその大学の卒業もしくは修了まで返還を猶予することができる。

（借用証書の提出）

第11条 育英生は、育英金の貸与を受けるにあたって、育英金の金額について、連帯保証人2名が連署した応急育英金借用証書を、学長に提出しなければならない。

2 前項の連帯保証人2名のうち1名は保護者、他の1名は独立の生計を営む者であって、いつでも本人と連絡できる者でなければならない。

（届出義務）

第12条 育英生は、卒業前に卒業後の連絡先を、本学の指示により、書面をもって学生生活課または短期大学部事務室に届け出なければならない。

2 育英生は、本人および連帯保証人の氏名、住所等が変更された場合は、直ちにその旨を学生生活課または短期大学部事務室に届け出なければならない。

3 育英生は、すでに届け出た連帯保証人を変更する場合は、「連帯保証人変更願」を学長に提出し、許可を受けるものとする。

（所 管）

第13条 育英金に関する事務は、学生生活課の

所管とする。

(改正)

第14条 この規程の改正は、教授会および研究科委員会の議を経るものとする。

大阪産業大学大学院特別奨学生規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪産業大学大学院（以下「大学院」という。）に在籍する優秀な学生に対して、奨学金を給付することによって学問研究を助成し、将来社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における奨学金を、大阪産業大学大学院特別奨学金（以下「奨学金」という。）といい、奨学金を与えられる学生を大阪産業大学大学院特別奨学生（以下「奨学生」という。）という。

(資格)

第3条 奨学金は、大学院の学生で人物および学業成績が特に優秀かつ、修学上経済的援助が必要であると認められる者に給付される。

(給付)

第4条 奨学金の額は、年間授業料等の半額相当額とする。

(期間)

第5条 奨学金の交付は、修士課程および博士前期課程にあつては修業年限の2年を、博士後期課程にあつては修業年限の3年を交付期間とする。ただし、第11条に定める事実が生じた場合は、この限りではない。

(推薦)

第6条 各研究科委員会は、別に定める研究科ごとの申し合わせに従い、次年度奨学生内定候補者を選考し、大阪産業大学大学院奨学生

規程に規定する委員会（以下「委員会」という。）に推薦するものとする。

(選考)

第7条 奨学生内定者は、委員会が選考し、学長が決定する。

(決定通知)

第8条 学長は、奨学生内定者を決定したときは、直ちに文書をもって本人に通知する。

(手続)

第9条 奨学生内定の通知を受けた者は、通知を受けた日から10日以内に、誓約書を学生生活課に提出しなければならない。

2 採用決定は入学確認を以て行う。

3 内定または決定を辞退する場合には、書面をもって学生生活課に届け出なければならない。

(給付の方法)

第10条 奨学金の給付は、銀行振込にて行う。

(停止および廃止)

第11条 奨学生が休学になったときは、学長は委員会の議を経て奨学金給付を停止することができる。

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は委員会の議を経て奨学金の給付を廃止することができる。

(1) 学則第40条により停学の処分を受けたとき

(2) 奨学金申請書に虚偽の記入をしたことが判明したとき

(3) 学籍を失ったとき

(4) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき

(停止および廃止の通知)

第12条 学長は、奨学金の給付を停止または廃止したときは本人に通知する。

(所管)

第13条 奨学金に関する事務は、学生生活課とする。

(改正)

第14条 この規程の改正は、研究科委員会の議を経るものとする。

大阪産業大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考規程

(準拠)

第1条 独立行政法人日本学生支援機構法施行令第8条第2項に規定される「特に優れた業績による大学院第一種奨学金返還免除候補者」にかかる大阪産業大学学長推薦者選考の調査審議については、この規程による。

(構成・運営)

第2条 委員会は、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第35条に基づき、次の者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 各研究科長
- (3) 各研究科の奨学生委員会委員
- (4) 学生部長
- (5) 学生部次長

2. 委員会は、学生部長の要請により、学長が召集する。

3. 委員長は、委員の互選によって定める。

4. 委員長は、委員会を主宰する。

5. 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(選考の種類)

第3条 候補者の選考は、博士前期課程（修士課程）および博士後期課程の別に行う。

(選考の範囲)

第4条 候補者の選考は、独立行政法人日本学生支援機構の大学院第一種奨学金貸与を終了

して業績優秀者返還免除申請書を受理された者について行う。

(業績の評価方法)

第5条 業績の評価方法については、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程第47条第2項に規定される業績の種類各項目を次のとおり定め、全項目についての総合評価を行うものとする。

一 学位論文その他の研究論文

- ① 学位論文の評価
- ② 学術雑誌への論文掲載
- ③ 学内紀要への論文掲載
- ④ 学会発表
- ⑤ その他

二 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に定める特定の課題についての研究の成果

- ① 課題研究成果の評価
- ② 修士作品の評価
- ③ シンポジウム、研究会等への成果発表
- ④ その他

三 著書、データベースその他の著作物（前2号に掲げるものを除く。）

- ① 著書の出版
- ② データベース、解説記事等の著作物
- ③ 教科書の出版
- ④ その他

四 特許

- ① 特許の申請
- ② 実用新案の申請
- ③ 意匠登録の申請
- ④ その他

五 授業科目の成績

- ① 講義・演習科目の成績

② その他

六 研究又は教育に係る補助業務の実績

- ① リサーチアシスタントとしての実績
- ② ティーチングアシスタントとしての実績
- ③ 共同研究活動の実績
- ④ その他

七 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績

- ① 発表会等における実績
- ② その他

八 スポーツの競技会における成績

- ① 競技会等における実績
- ② その他

九 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

- ① ボランティア活動等の実績
- ② その他

(所 管)

第6条 この規程にかかる事務は学生生活課が所管する。

(改 正)

第7条 この規程の改正は、大学院研究科会議の議を経るものとする。

大阪産業大学短期貸付金規程

(目 的)

第1条 この規程は、大阪産業大学（大学院および短期大学部を含む。）に在学する学生で、学生生活費の支弁が緊急に困難となったものに、所定の金額を貸与して学業継続を援助することを目的とする。

(貸付額)

第2条 貸付金は、原則として、5万円以内と

する。

2 学業継続に困難をきたす特別な事由があると認められる場合は、10万円を限度として貸与することができる。

3 貸付金は、無利子とする。

(申込手続)

第3条 貸付金の貸与を希望する者は、所定の短期貸付金申込書（様式1）に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、学生生活課に申込みのものとする。

2 貸与期間中は、重ねて貸与の申込をすることはできない。

3 卒業年次にある者の申込は、原則として12月20日までとする。

(審 査)

第4条 貸与の可否は、学生生活課において、書類審査および面接をしたうえで、学生部長が決定する。

(借用証)

第5条 貸付金の貸与を受ける者は、短期貸付金借用証書（様式2）を提出しなければならない。ただし、第2条第2項の貸付金を受ける者は、連帯保証人1名を定めなければならない。

2 借用証書の記載事項に変更が生じたときは、ただちに学生生活課へ届出しなければならない。

(貸 与)

第6条 貸付金の貸与手続は学生生活課で行い、貸与は経理課で行う。

(返 済)

第7条 貸付金の貸与を受けた者は、定められた期日までに、貸付金全額を返済しなければならない。

2 貸付金は、貸与を受けた翌月から毎月1万円を分割返済することを原則とする。ただし、

繰りあげて返済することができる。

- 3 返済日は、各月の末日とする。ただし、末日が休日のときは翌日とし、12月は授業終了日とする。
- 4 卒業年次にある者は、2月末日までに返済しなければならない。
- 5 貸付金の貸与を受けている者が、退学・除籍等により学籍を失ったとき、および休学したときは、5日以内に貸付金の残金を全額返済しなければならない。

(事務処理)

第8条 この規程にともなう事務処理は、学生部学生生活課で行う。

(規程改正)

第9条 この規程の改正は、学生部委員会の議を経るものとする。

覚 書

第2条第2項にいう学業継続に困難をきたす特別な事由とは、つぎの各号をさす。

- (1) 主たる家計支持者の死亡・失職等により、一時的に生活費が必要となったとき。
- (2) 両親・親族の病気・死亡により、帰省のための旅費が必要となったとき。
- (3) 火災・風水害等の災害により、一時的に出費が必要となったとき。
- (4) その他、特に貸付が必要と認められたとき。

大阪産業大学大学院特待生授業料等減免規程

(目 的)

第1条 この規程は、大阪産業大学大学院（以下「本大学院」という。）の特待生の授業料等の減免について、必要な事項を定めることを目的とする。

(特待生の定義)

第2条 この規程において特待生とは、本大学院の学生で人物および学業成績が特に優秀で授業料等の減免を受ける学生のことをいう。

(特待生の種類)

第3条 特待生の種類は、次のとおりとする。

- (1) 学業成績最優秀者（第4条に定める特待生の内、専攻、年次ごとに1名以内）
- (2) 学業成績優秀者（第4条に定める特待生の内、前号を除く者）

(特待生の人数)

第4条 特待生として決定できる人員は、課程の別により、次の各号のとおりとする。

- (1) 博士前期課程にあつては、専攻、年次ごとの学生数のそれぞれ10分の2以内とする。
- (2) 博士後期課程にあつては、専攻、年次ごとに1名以内とする。

2 本条第1項第1号の10分の2の算定に当たり、小数点以下の端数が生じた場合は、切り捨てとする。

(減 免)

第5条 第3条第1号の特待生として決定された学生は、その年度に係る入学金、授業料および教育環境充実費の免除を受けることができる。ただし、入学金の免除は、入学初年度のみとする。

2 第3条第2号の特待生として決定された学生は、その年度に係る授業料および教育環境充実費の半額の免除を受けることができる。

3 第3条各号の特待生として決定された学生が次の各号の減免措置を既に受けている場合の減免額は、当該減免措置後の入学金、授業料および教育環境充実費を基準とする。

- (1) 大阪産業大学大学院学費納入規程に基づく入学金の減免。
- (2) 大阪産業大学私費外国人留学生授業料減免規程に基づく授業料の減免。

(減免の期間)

第6条 前条により授業料等の減免を受けることができる期間は、1年とする。

2 特待生の決定により生じる年間授業料等にかかる過納金の返金は、大学の指定する金融機関に開設された本人口座への振込により行うものとする。

(奨学金との関係)

第7条 特待生は、奨学金の給付・貸与等を併せて受けることができる。

(特待生の決定)

第8条 学長は、毎年度当初に、各大学院研究科委員会の推薦に基づき、当該年度の特待生を決定する。

(特待生候補者の推薦)

第9条 研究科委員会は、別に定める研究科ごとの申し合わせに従い、専攻および年次ごとに特待生候補者を選出し、特待生推薦調書(様式第1号)を添えて、学長に推薦するものとする。

(決定通知)

第10条 学長は、第8条の規定により特待生を決定したときは、速やかに、特待生決定通知書(様式第2号)により特待生として決定された学生に通知するものとする。

(手続)

第11条 特待生通知を受けた者は、通知を受けた日から10日以内に誓約書を学生生活課に提出しなければならない。

2 決定を辞退する場合には、書面をもって学生生活課に届け出なければならない。

(決定の取消し)

第12条 学長は、特待生として決定された学生が次の各号の一に該当するときは、特待生の決定を取り消すことができる。

(1) 学業成績が著しく不良になったと認めら

れる者

(2) 学則第40条の規定により懲戒された者(取り消しの通知)

第13条 学長は、特待生を取り消したときは本人に通知する。

(所管)

第14条 本制度に関する事務は、学生生活課の主管とする。

(改正)

第15条 この規程の改正は、研究科委員会の議を経るものとする。

大阪産業大学私費外国人留学生授業料減免規程

(目的)

第1条 この規程は、本学に在籍する私費外国人留学生の経済的負担を軽減することにより、学業の継続を援助し、もって国際交流に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 減免の対象は、学部、短期大学部および大学院の正規課程に在籍し、在留資格「留学」および経過措置としての在留資格「就学」などを有する私費外国人留学生とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象から除外する。

(1) 出席日数を勘案し、学業継続の意志がないと認められる者

(2) 学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 経済的に恵まれていると認められる者

(4) 留年した者。ただし、病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く。

(5) その他減免対象者として不適当と認められる者

(減免額)

第3条 減免は、前期授業料および後期授業料それぞれについて、次の減免率を適用して行う。

区 分	減免率
学 部	50%
大学院	30%
短期大学部	50%

2 編入学した者については、前項の規定にかかわらず、減免率を30%とする。ただし、本学短期大学部を卒業して編入学した場合は、前項に定める減免率を適用する。

(期 間)

第4条 減免の期間は、一年度限りとする。ただし、次年度以降も申請することができる。

(減免方法)

第5条 減免は、後期授業料納入の際、授業料からその減免額を減ずることによって行う。

(申 請)

第6条 減免を受けようとする者は、所定の申請書類を提出しなければならない。

(選考および決定)

第7条 減免の対象者は、国際交流委員会の選考を経て、学長が決定する。

(減免の停止)

第8条 第2条に定める減免対象者としての資格を失ったときは、その事由が発生した学期より減免を停止する。

(所管部署)

第9条 この規程に関する事務は、国際交流課が行う。

大阪産業大学大学院外国人留学生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪産業大学大学院学則

第17条第2項に基づき、大阪産業大学大学院外国人留学生(以下「大学院留学生」という。)に関し、必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 大学院留学生として入学を志願できる者は、原則として大学院入学を目的として入国し、大阪産業大学大学院学則第11条の各号の一に該当する者に限る。

(出願手続)

第3条 大学院留学生として入学を志願する者は、大学院外国人留学生入学試験要項に掲げる書類に検定料を添え、所定の期間内に出願しなければならない。

(入学者の選考)

第4条 大学院留学生は、前条の書類、原則として筆記による学力試験および面接試験により選考するものとする。ただし、経営・流通学研究科および経済学研究科は学力試験に代えて研究計画書を提出させる。

2 大学院留学生として、入学を志願する者の選考は、当該研究科で行い、当該研究科委員会の議により可否を決定する。

(入学手続および入学許可)

第5条 前条の選考により合格した者は、所定の期日までに別に定める学費を納入し、所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学時期)

第6条 大学院留学生の入学時期は、学年の始めとする。

(懲 戒)

第7条 学長は、大学院留学生が入学後、大学院留学生として不適当と認められた場合、当該研究科委員会の議を経て懲戒することができる。

(諸規程の準用)

第8条 大学院留学生については、この規程に定めるもののほか、次の諸規程に含まれる学生に関する規定を準用する。

- (1) 大阪産業大学大学院学則
- (2) 大阪産業大学大学院学位規程
- (3) 大阪産業大学大学院学費納入規程
- (4) 大阪産業大学大学院経営・流通学研究科規程
- (5) 大阪産業大学大学院経済学研究科規程
- (6) 大阪産業大学大学院工学研究科規程

大阪産業大学大学院学生の外国留学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪産業大学大学院学則(以下「学則」という。)第38条第3項に基づき、大学院学生の外国留学に関する事項を定めるものとする。

(留学の定義)

第2条 この規程において「留学」とは、次の各号のいずれかに該当する外国の大学院において修士論文(または修士作品)ならびに博士論文の作成に対する指導(以下「研究指導」という。)または授業を受けることである。

- (1) 外国の協定大学との協定に基づく場合
 - (2) 学長が認定する大学において研究指導または授業を受けることが、教育上有益であると認められる場合
- 2 前項の第1号により留学する学生を「大学院交換留学生」といい、第2号により留学する学生を「大学院認定留学生」という。

(大学院の認定)

第3条 学則第38条第1項に定める外国の大学院の認定は、当該大学院に関する資料に基づ

き、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(研究指導者)

第4条 留学中の研究指導者は、留学先の大学院の教授とする。

(留学願)

第5条 留学を希望する者は、所定の留学願を在籍する研究科の研究科長に提出しなければならない。

2 前項の留学願には、留学先大学院、研究科・専攻、留学期間および履修計画を明記し、かつ、受け入れ大学院の留学許可書を添えなければならない。

(留学の許可)

第6条 留学の許可は、学生が在籍する研究科の研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(留学許可の取り消し)

第7条 学長は、次の各号に該当する者について、当該学生が留学している大学院と協議し、研究科委員会の議を経て、留学の許可を取り消すことができる。

- (1) 留学に必要な査証が認められない者
- (2) 法令に違反した者または学則その他の本大学院の規程等に違反した者
- (3) 修学に成果があがらないと認められた者
- (4) 病気その他のやむを得ない事由により留学を続けることができない者

(留学終了届)

第8条 留学が終了した学生は、帰国後、直ちに所定の留学終了届を在籍する研究科の研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

(研究指導を受けた期間の認定)

第9条 学則第38条第2項に規定する「研究指導を受けた期間」の認定は、所定の研究報告書および留学先大学院の研究指導教授の署名入り研究実施証明書ならびに当該学生の研究指導の任に当たる専攻担当教員の審査報告に

に基づき、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(単位認定)

第10条 学則第27条に定める単位認定は、別に定める必要書類に基づき、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(留学期間中の授業料)

第11条 特に学力が優れている者には、留学期間中の本大学院の授業料を減免することができる。

2 前項の減免は、研究科委員会の議を経て、学長が推薦し、理事長が決裁する。

(留学生奨学金)

第12条 留学生には、留学生奨学金を給付または貸与することができる。

2 前項の給付は、特に学力が優れている者に対して行う。

3 留学生奨学金の給付または貸与は、研究科委員会の議を経て、学長が推薦し、理事長が決裁する。

(交換留学生への特例)

第13条 交換留学生については、この規程に定めるもののほか、当該協定大学との協定に基づき、特別の取り扱いをすることができる。

(細則)

第14条 この規程の運用について、必要と認める場合は、細則を制定することができる。

(事務の所管)

第15条 この規程に関する事務は、大学院事務室が所管する。

大阪産業大学大学院短期外国人留学生 受入規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪産業大学(以下「本学」

という。)と学生交流に関する協定(以下「協定」という。)を締結している海外の大学または近い将来、締結の予定がある海外の大学

(以下「協定大学」という。)から所定の期間に限り、本学大学院学則第17条の2に定める短期外国人留学生を受け入れる場合に必要事項について定める。

(短期外国人留学生)

第2条 この規程により受け入れる外国人留学生を短期外国人留学生という。

(短期外国人留学生の資格)

第3条 短期外国人留学生の資格は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 協定大学が本学と学生交流に関する協定をすでに締結または締結を予定し、かつ協定大学の大学院の正規課程に現に在籍し、その協定に基づき本学大学院への留学を志願する者
- (3) 協定大学での学業成績が優秀で、人格等に優れている者として協定大学の学長が推薦した者
- (4) 留学の目的および計画が明確で、本学大学院への留学により効果が期待できると認められる者
- (5) 本学大学院での学業を遂行するために必要とされる日本語能力または英語能力を有する者
- (6) 留学期間終了後再び協定大学で学業を継続する者または協定大学の学位を取得する者

(受入れ期間)

第4条 短期外国人留学生を受け入れる期間は、原則として6ヵ月以上1年以内とする。

(選考)

第5条 短期外国人留学生の選考は、協定大学

を通じて提出された願書に基づき、国際交流委員会および各研究科委員会がその受入れ担当教員の決定等も含め、受入れの可否を審議し承認した後、学長が受け入れを許可する。

2 前項により選考された者には、その旨を協定大学に通知し、所定の期間内に留学手続きを完了させるものとする。

(授業料)

第6条 短期外国人留学生の授業料は、別表のとおりとする。

(授業料等の免除)

第7条 協定において授業料等の相互免除が設定されている協定大学からの短期外国人留学生については、本学大学院の授業料を免除する。ただし、短期外国人留学生のために特別に開講される日本語科目講座等の授業料は免除しない。

(評価および受講証明)

第8条 受講した授業科目に対する評価および受講証明の発行は行われるものとする。

(学則等の適用)

第9条 短期外国人留学生には、この規程に定められた事項を除き、大学院学則およびその他の規程を適用する。

(事務の所管)

第10条 この規程に関する事務は、国際交流課が所管する。

別表 短期外国人留学生授業料

受入研究科	受入期間	授業料
人間環境学研究科、 経営・流通学研究科、 経済学研究科	6ヵ月	75,000円
	1ヵ年	150,000円
工学研究科	6ヵ月	110,000円
	1ヵ年	220,000円

大阪産業大学大学院科目等履修生に関する内規

第1条 大学院学則第49条による科目等履修生（以下「履修生」という。）の取り扱いは、この内規の定めるところによる。

第2条 履修生は、当該研究科委員会が定めた特定の授業科目を履修することができる。

2 履修生が科目等履修できる授業科目は、1年間を通して20単位以内とする。

第3条 履修生の資格は、当該研究科委員会の定めるところによる。

2 履修生となることを希望するものは、次の書類とともに別に定める検定料を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願
- (2) 最終学校の卒業証明書および成績証明書
- (3) 写真
- (4) 健康診断書

第4条 履修生の在籍期間は、学期の始めから1年間または半年とする。

第5条 履修生となることを許可された者は、別に定める履修料を納入して所定の期間内に履修登録しなければならない。

2 所定の期間内に履修料を納入しない者は、履修生となることを辞退したものとみなす。

3 いったん納入された履修料は、返却しない。ただし、本大学院の学生が受講登録がないために休講することになった授業科目および未開講となった講義科目の場合、履修登録を取り消し、納入された履修料は返却する。

第6条 履修生が履修した授業科目について単位を修得したときは、単位修得証明書を交付する。

第7条 教育職員免許状等の資格取得のために必要な科目を履修する場合は、その基礎資格

を有する者のみが履修することができる。

2 履修生が修得した免許および資格関係科目の単位修得証明書は、研究科の学位授与日以降に交付する。ただし、前期終了科目の場合は、前期授業終了日以降に交付する。

第8条 履修生は、科目等履修証明書の交付を求めることができる。

第9条 履修生の身分を証明するものとして、科目等履修生証を交付する。

第10条 履修生は、大学院の学則および正規の学生に関する規程を準用する。

第11条 履修生に関する事務は、教務課が所管とする。

第12条 この内規の改廃は、大学院研究科委員会の議を経るものとする。

大阪産業大学大学院研究生に関する内規

第1条 大学院学則第50条の研究生に関する取り扱いは、この内規の定めるところによる。

第2条 研究生を希望する者は、次の書類とともに検定料を添えて、学期の開始前に当該研究科長に願ひ出るものとする。

- (1) 研究生願
- (2) 最終学校の卒業証明書および成績証明書
- (3) 履歴書
- (4) 写真
- (5) 健康診断書

第3条 研究生の研究期間は、1年間または半年とする。ただし、継続して研究を希望する者は、研究期間が終了するまでに、理由を付して当該研究科長に願ひ出て許可を得なければならない。

第4条 研究生として研究を許可された者は、所定の期日までに研究料を納入しなければならない。

らない。

第5条 研究料は別に定める。

2 研究生には、研究生証を交付する。

第6条 研究生が、学内施設および設備を使用するときは、研究生証を呈示しなければならない。

第7条 研究生は、大学院学則および正規の学生に関する規程を準用する。

第8条 研究生に関する事務は、教務課が所管する。

第9条 この内規の改廃は、大学院研究科委員会の議を経るものとする。

大阪産業大学学生のセクシュアル・ハラスメントに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪産業大学および大阪産業大学短期大学部（以下「本学」という。）において、本学のすべての学生の人権を守り、公正、安全で快適な環境のもと、修学、課外活動および研究の権利を保障するために、セクシュアル・ハラスメント防止等の措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 セクシュアル・ハラスメントとは、教育、研究および課外活動等において、本人の意図にかかわらず、相手を不快にさせる下記の各号の性的な言動を行なうことをいう。

- (1) 職員と学生、学生同士における先輩と後輩などの地位関係を利用し、あるいは相手方に利益もしくは不利益を与えることを条件として、相手方に性的な要求や誘いをかけること。
- (2) 性的な言動や掲示等により、教育、研究および課外活動等の環境を悪化させること。

(プライバシーの保護)

第3条 セクシュアル・ハラスメントに関する対応に当たっては、何人も当該者の名誉、人権、およびプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。特に、第2次被害の防止のために配慮しなければならない。

(学長の責務)

第4条 学長は、必要な機関に諮り、本学の学生におけるセクシュアル・ハラスメント防止ならびに問題解決等に関して統括する。

(相談員の配置)

第5条 学生からのセクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申し出および相談(以下「苦情相談」という。)に対応するために、本学に相談員を配置する。

2 相談員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学生部長
- (2) 各学部(教養部および短期大学部を含む)から選出された教員各2名
- (3) 学長が指名した女性職員若干名

3 前項2号および3号の相談員の任期は2年とし、再任は妨げない。

4 相談員に欠員が生じた場合の補充相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 相談員は、学長が委嘱する。

(相談員の責務)

第6条 相談員は、学生からの苦情相談を受付けるため、メールアドレス、内線電話を公表する。苦情相談を受付けた場合は、学生部長に報告しなければならない。

2 相談員は、セクシュアル・ハラスメント防止等に関する研修を受けなければならない。

(相談員会議)

第7条 学生部長は、次の各号に掲げる事項を審議するため相談員会議を開き、その審議結果を学長に報告しなければならない。

(1) 苦情相談を受ける場合の方針(担当相談員の決定等を含む)に関する事項

(2) 苦情相談ならびにこれに伴う調査および被害の救済に関する事項

(3) セクシュアル・ハラスメント防止等の具体策に関する事項

(4) その他相談員が必要と認めた事項

2 相談員会議の議長は、学生部長とする。

(職員による通告)

第8条 相談員以外の職員(勤務形態を問わず、すべての教員、事務職員を含む。)が、セクシュアル・ハラスメントの相談を受けたとき、または、その事実を知りえたとき、相談員または学生部長に通告するものとする。

(説明義務)

第9条 苦情相談の申し立てがあった場合、相談員または学生部長は、申し立て人に対して本規程の内容を説明し、カウンセリング、調停、被申し立て人の懲戒またはその他の対策のいずれを求めているかについて聴取し、その意見に配慮しなければならない。

(事実調査)

第10条 学生部長は、苦情の申し立てがあった場合、被申し立て人の弁明の聴取等、事実を調査する。また、学生部長は必要と判断した場合は、あらかじめ専門家の意見を求めるものとする。

(カウンセリング)

第11条 苦情相談の申し立て人が、カウンセリングの実施を要望したとき、学生部長は内外のカウンセリング機関を紹介しなければならない。

(調停委員会)

第12条 苦情相談の申し立て人から相談員に対して調停の申し立てがあったとき、または学生部長がセクシュアル・ハラスメントの事実

を知り調停の必要を認めるとき、調停委員会を設置しなければならない。

- 2 調停委員会委員は、学長が指名する4名の調停委員とし、委員構成の男女比のバランスについて配慮しなければならない。委員長は互選とする。委員長が必要と判断した場合は、問題解決に適した専門家を加えることができる。
- 3 調停委員会は、調停の申し立て人および被申し立て人の双方(以下、当事者と省略する。)の意見を聞き、調停にあたることとする。
- 4 調停にあたっては、解決策の強制、被申し立て人の被害のみ消しなど、当事者の意に反する調停を行ってはならない。
- 5 調停にあたっては、被申し立て人が「申し立て人の同意があった」旨の抗弁を行なった場合は、その証明責任は、被申し立て人が負う。
- 6 調停の終了は、当事者が書面で調停案に同意したとき、当事者が調停打ち切りを要求したとき、および調停委員会が調停は不可能と判断したときとする。
- 7 委員長は、調停委員会の終了後ただちに、経過と結果を学長に報告しなければならない。(調査委員会)

第13条 苦情相談の申し立て人から相談員に対して被申し立て人の懲戒を求めるとき、相談員が被申し立て人の懲戒が必要と判断したとき、相談員が第2条2号に定める環境悪化防止のために懲戒が必要と判断したとき、または学生部長がセクシュアル・ハラスメントの事実を知り懲戒が必要と判断したとき、学生部長は相談員会議の議を経て、調査委員会を設置しなければならない。

- 2 調査委員会委員は、学長が指名する職員4名とし、委員構成の男女比のバランスについて配慮しなければならない。委員長は互選と

する。委員長が必要と判断した場合は、問題解決に適した専門家を加えることができる。

- 3 調査にあたっては、被申し立て人に対して口頭もしくは文書による弁明の機会を与えなければならない。被申し立て人が「申し立て人の同意があった」旨の抗弁を行なった場合は、その証明責任は、被申し立て人が負う。
- 4 委員長は、調査委員会の終了後ただちに、経過と結果を学長に報告しなければならない。(懲戒処分)

第14条 学長は、調査委員会の報告に基づき、大学院生および学生の懲戒が必要と判断した場合は、大学院学則第40条および大学学則第48条ならびに短期大学部学則第44条に基づき懲戒する。懲戒手続きについては、大阪産業大学大学院懲戒処分施行細則および大阪産業大学学生懲戒処分施行細則を適用する。ただし、これらの二つの施行細則に定められた懲戒調査委員会は、前条に定めた調査委員会をもってこれに代える。

- 2 学長は処分が必要と判断した場合、処分対象者が教育職員(非常勤講師を含む)の場合、その処分については教授会および協議会の議を経て、理事長に報告しなければならない。処分対象者が事務職員(契約職員を含む)の場合、理事長に調査委員会結果を報告しなければならない。(自宅待機措置)

第15条 学長は前条1項または2項の場合、被申し立て人の処分が決定されるまでの間、申し立て人の人権を保護するため、被申し立て人に対して自宅待機を命ずることができる。ただし、被申し立て人が職員である場合は、理事長の命に基づかなければならない。(申し立て人に対する通知)

第16条 学生部長は、セクシュアル・ハラスメ

ントに関する申し立てを知った日から2週間以内に、申し立て人に対して、それまでに大学が行った措置を通知しなければならない。その後も引き続き経過を通知するものとする。
(相談員会議への報告義務)

第17条 学生部長は、第9条から第16条までに
関し、事実経過と大学が行った措置について、
速やかに相談員会議に報告しなければならない。
い。
(業務従事者の守秘義務)

第18条 セクシュアル・ハラスメントに関する
相談・苦情または対策等の業務に携わった者
は、その任務遂行上知り得た秘密を一切漏洩
してはならない。任務を退いた後といえども
同様とする。
(不利益取り扱いの禁上)

第19条 セクシュアル・ハラスメントに関する
苦情相談を申し出た者、苦情相談の解決に協
力した者、その他、セクシュアル・ハラスメ
ントに関して正当な対応をした者が、そのこ
ともって不利益な取り扱いを受けてはなら
ない。
(事 務)

第20条 相談員会議の事務は、学生部学生生活
課において行う。
(雑 則)

第21条 この規程は、年度ごとに見直し、必要
に応じて改正する。